

笑ふ

WA!LAUGH

07
2020 令和2年
No.1236

広報おおたけ
令和2年7月1日発行
通巻1236号



「ホッホ、ハッハ、ホッホ、ハッハ」。笑い声のような呼吸法が響くのは、6月13日、大竹会館で開催された「笑いヨガ教室」です。新型コロナウイルス感染防止のため、長らく休館していましたが、ようやく開館にこぎ着け、さっそく開かれた講座です。自粛生活が続く世の中の重い空気を吹き飛ばそうと、笑いを取り入れたヨガで、リフレッシュします。講師の田淵佳恵さんのリードで、「ワッハッハ」と、おなかの底からの笑い声と笑顔を引き出します。(ナマステというインドのあいさつのポーズでフェイスシールド越しに笑顔を見せる田淵さん)

コロナで自粛中、おうち時間をどう過ごしましたか？



いつもと変わらない生活でした。庭の苗の手入れをしていました。「ワッハッハ」

電子ピアノを始めました。YouTubeで「スタジオ・ジブリ」の初心者用の曲を見ながら弾けるようになりました。「ワッハッハ」

習いごとのやり取りをオンラインですることになり、息子に何度も何度も教わりながらやりました。「ワッハッハ」

20年ぶりにミシンを使い、マスクを縫いました。ペンギンやおさるのジョージのぬいぐるみも作りました。「ワッハッハ」

オンラインお茶会、オンライン飲み会の日々でした。「ワッハッハ」

編集発行 大竹市総務部企画財政課
〒739-0692 広島県大竹市小方1-1-1

☎0827-59-2111(代) FAX 0827-57-7130
http://www.city.otake.hiroshima.jp/



印刷/株式会社
スビリッ

はじめまして



沢山の笑顔をありがとう！
これからも元気にすくすく成長してね！

いしはら えみか
石原 咲佳ちゃん



わんぱく娘のあいちゃん！

おかはら あい
岡原 愛ちゃん

写真募集



「はじめまして」コーナーに掲載するお子さんの写真を募集しています。スマートフォン・パソコンからお手軽に応募できます。詳しくは市ホームページをご覧ください。(トップページ→募集を探す→広報おおたけ「はじめまして」にお子さんの写真を掲載しませんか) ※応募が多い場合には、掲載時期が次号以降になる場合があります。

玖波 公民館 「地元作家」 ロビー de アート 中島弘美 作品展

7月14日(火)▶8月11日(火)

問い合わせ 玖波公民館 ☎57-7084

地元在住の話題のアーティストを紹介。今回は画家の中島弘美さんの水彩画などの作品展示を行います。ぜひ、お越しください。

中島さんと地元作家たちの
ギャラリートーク
7月18日(土)10時▶12時

中島 弘美【なかしま ひろみ】

1935年 大竹市に生まれる。
1998年 定年と同時に油絵を始める。
2003年 広島県美術展に入選。
以後3回入選。
2004年 日洋展に入選。以後3回出品。
2005年 ストーンアートの会に所属。

2010年 益村 司氏に師事。
新構造社に出品。研究賞を受賞。
2012年 新構造社会員。
2020年 津賀忠子氏(水彩画)に師事。
現在に至る。



一緒にの時間(水彩画)

「広報おおたけ」の音訳版(CD)、点訳版があります。
必要な方は社会福祉協議会(☎52-2211)まで。

防災行政無線テレホンサービス ☎0120-590-131 ※通話料無料

令和3年度採用予定 市職員採用試験 試験日9月20日㊤

問い合わせ 総務課 ☎59-2122



募集職種

○ 一般事務職① 若干名
○ 一般事務職②（障害のある人を対象とした一般事務職） 若干名

若干名

○ 土木技術職 若干名

○ 保育士職 若干名

○ 保健師職 若干名

○ 消防職 若干名

申込書配布開始日

7月31日(金)

令和2年10月1日採用予定

市職員採用試験募集中

土木技術職・保育士職

令和2年10月1日採用予定の職員採用試験（土木技術職・保育士職）の募集を7月10日(金)まで受け付けています。受験資格や申し込み方法などは、市ホームページをご覧ください。



とき
9月20日(日)9時30分～
ところ
ギャラリーおおたけ（市立図書館2階）、総合市民会館

市が進めている、「住みたい、住んでよかったと思えるまちづくり」。笑顔と元気あふれる大竹にするために、市は『仕事開拓型の人材』『協働できる人材』『行政のプロとしての人材』『人間性に富んだ人材』を求めています。
市民の皆さんが幸せを感じながら暮らせるまちをつくりませんか。
受験資格や申し込み方法など、詳しくは市ホームページ、市広報8月号でお知らせします。

文部科学大臣表彰 親子の本の広場 あいいく館

「令和2年度子供の読書活動優秀団体」として表彰されました。

これは、国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動を推進するため、特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、団体・個人に対して表彰を行うものです。



※あいいく館の催しは、26ページに掲載しています。

新型コロナウイルス対策への 寄贈

市内の企業から次のとおり寄贈がありました。ありがとうございました。

イワタニ山陽株式会社
・薬用ハンドソープ(350ミリリットル180本)

三菱ケミカル株式会社
・フェイスシールド(800セット)
・手指消毒用アルコール(約2リットル39本)



5月29日、イワタニ山陽(株)広島西支店の鈴木宏支店長(左)からハンドソープを受け取りました。



三菱ケミカル(株)から贈られたフェイスシールドは、せきなどの飛沫を直接受けないようにするためのものです。

広報おおたけ⑦

CONTENTS

2020 JUL No.1236



“おおたけ”PRキャラクター コイちゃん

- 02 新型コロナウイルス対策への寄贈/
文部科学大臣表彰
- 03 市職員採用試験/土地開発公社所有地を分譲
「かつてのシリーズが」
- 04 **復活**好奇心探検隊がゆく
あなたが出したごみの謎/
もやすごみ編/プラスチックごみ編/
ごみの出し方、ナマの声編/
ごみの分別注意ポイント

- 08 おおたけごみ事情
- 09 熱中症予防強化月間/食中毒予防月間

令和2年度 保険料

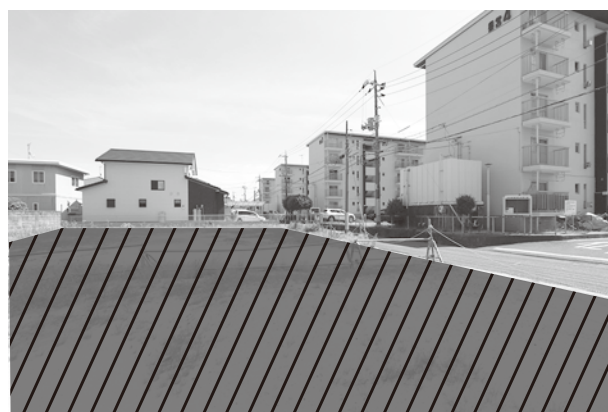
8月からは新しい保険証/国民健康保険/後期高齢者医療保険/介護保険/新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料の減免

- 16 事業継続支援金/商業者連携チャレンジ事業募集
- 17 雇用調整助成金受給サポート補助金/
国が実施する事業者への支援情報公開
- 18 令和元年度支線交通運営状況
- 19 新型コロナにうつらない、うつさないために、
今できること/おうちで花火in大竹・和木
- 20 失語症者向け意思疎通支援者養成研修/
福祉のとびら
- 21 福祉医療制度/手話奉仕員養成講座入門講座/
障害者に対する有料道路通行料金割引有効期間延長
- 22 消費者シリーズ
- 23 大竹駅自由通路・橋上駅舎化工事説明会開催/
年金のはなし
- 24 宮島ボートから県と3市に寄付/特別定額給付金手続き期限迫る/新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ/人権相談
- 25 としょかんだより
- 26 情報ステーション
- 30 8月の先取り情報ステーション
- 31 ボートレース宮島カレンダー/
休日診療/休日水道修理・使用開始
- 32 はじめまして/ロビーdeアート中島弘美作品展

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、掲載している催しなどは中止、または延期になる場合があります

北栄 土地開発公社所有地を 分譲します—

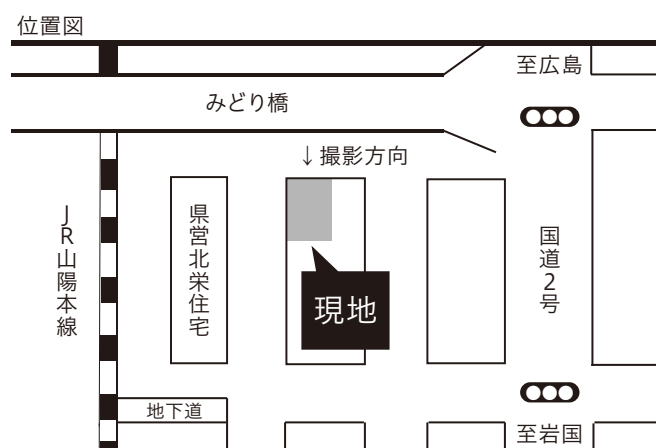
問い合わせ 土地開発公社(監理課内) ☎59-2161



価格表

所在	地番	登記地目	地積(実測)	価格
北栄	415番	宅地	647.35㎡	28,900,000円

対象物件 価格表と位置図のとおり
分譲決定方法
公募抽選方式(複数の申し込みがあった場合は抽選)
申し込み 7月6日(月)から27日(月)まで(土日曜日、祝日を除く9時～17時)
に、土地開発公社(市役所4階)へ。
※期間内に申し込みが無い場合は、12月28日(月)まで(土・日曜日、祝日を除く9時～17時)申し込みの受け付けを延長します。
この場合、分譲決定方法は申込順とします。
※申し込み資格などの詳細は、申し込み要領をご覧ください。申し込み要領、申込用紙は土地開発公社にあります。市ホームページからもダウンロードできます。



実現、可燃ごみの廿日市との共同処理

大竹市では、4月からごみ分別のルールが少し変わりました。どうやら廿日市市にある廃棄物処理施設に運んでいることが関係しているようです。

新しくできた廿日市市の廃棄物処理施設に運び始めたのは、去年の4月からです。これまで大竹市のリサイクルセンターで「もやすごみ」を固形化燃料（RDF）にしていたが、この施設ができたのが平成15年。施設も古くなり、新たな施設の改修や整備には、多くの費用がかかります。一方で、隣の廿日市市でも合併前の旧町にある施設を集約化する話があり、両市間で協議を進めた結果、可燃ごみの共同処理が実現しました。それまでは、福山市の発電所にRDFを運搬していましたが、運ぶ距離も隣町ということで、コストも抑えられます。という訳で、探検隊は、大竹市の「もやすごみ」を処理している廿日市市の施設に潜入することにしました。

パワーの源は、ごみの熱

廿日市市役所の西側を通過して、木材港方面に向かうと見えてきたの



中央制御室では、施設の各エリアがモニターに映し出されています。まるで医療用の機器で体内を見ているように思えます。中央の真っ赤な炉内は心臓のようにも見えてきました。

入ホッパへと移し、その破砕機で細かくされたものが、いよいよ施設の中核部である、燃焼炉へと運ばれていきます。1日75トンの焼却能力がある「流動床式燃焼炉」2基が24時間稼働。その名前のように炉の底にある砂の層が振動で跳ねまわって動いていました。（説明用DVD視聴）「ごみが砂と接触することで、熱分解し、20分の1に減量します」と波田さんの説明。

高温で燃やす技術で、ダイオキシン類や窒素酸化物などの有害物質の発生を抑えているということですが、理系じゃない探検隊は、「ふーん」とうなずくばかり。

さすがに、炉の中をのぞくことはできませんが、見学エリアにあるモニターは、真っ赤になった炉の中を映し出していました。850度を超す温度の炉は、さすがに熱そう。

さて、ごみを燃やしただけでは、終わりません。「エネルギークリー

が、白っぽい大きな建物、「はつかいちエネルギークリーンセンター」です。何だか舌をかみそうな名前ですが、環境対策への思いが込められたネーミングのように聞こえるではありませんか。海に面し、向かいに宮島を望む敷地内には、ごみ処理の工場棟と、し尿処理施設があります。工場棟1階の受付ロビーに入ると、木材がふんだんに使われた壁面や宮島工業高校の生徒が作った木製のベンチが目を引きます。さすが、木材のまち廿日市」です。

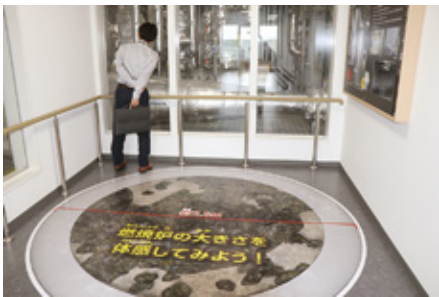
案内してくれたのは、所長の波田誠治さん。エレベーターで4階に上がると、広いフロアが、見学エリアになっています。窓からのぞくと、搬入口のプラットホームに、ごみを運んで来るパッカー車や不要となった家具や家電製品などを持ち込む廿日市市民の姿も見えます。

別の窓越しに見えるのは、運ばれてきたごみが溜められた深いピットです。幅3・4メートル、約1・5トンを持ち上げられるクレーンが、何個ものごみ袋をつかみ上げ、空中で放して落下させています。ごみの質量を均一にし、燃えやすくするために、こうしてかき混ぜているということです。

「ごみピットは6800立方メートルあり、廿日市市と大竹市から出たごみの7日分が貯蔵できます」と波田さん。クレーンで、ごみをピットから投



大竹市から10トンの大型パッカー車が到着。ごみ受け入れピットに投入します。

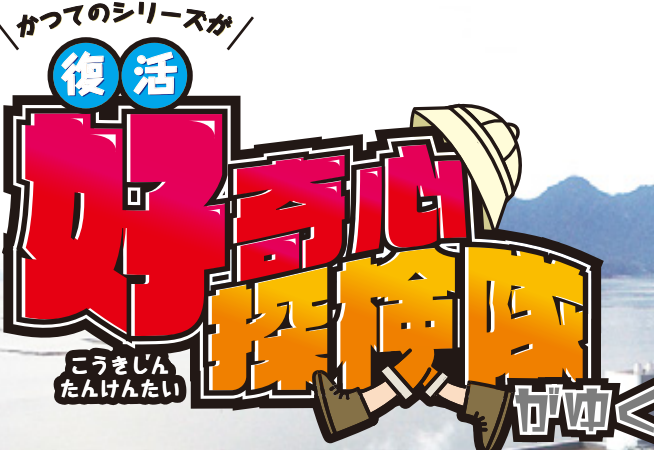


燃焼炉の大きさは直径約2.6m。850度を超す高温で燃やします。



施設を案内してくれた波田所長。長さのあるものや発火の恐れのあるものは、“もやすごみ”では出さないください。

最近、目に留まるのが、ごみステーションで、回収されずに取り残された袋です。遠目にチラッと見ても、袋はオレンジ色の“もやすごみ”用のもの。中に入っているものも家電製品やビン・カンのようなものではなさそう。気になって近寄ってみると、どうやら布団が折りたんで入っているようです。これって「燃やせるんじゃない？はてさて？」。10数年ぶりに復活した好奇心探検隊が、その謎を探ります。【取材／好奇心探検隊（企画財政課）】



世界は分けたら変わります
～あなたが出したごみの謎～



ンセンター」の名前が示すように、ここからが本領発揮です。何と、ごみの焼却過程で発生する熱を利用して蒸気タービンを回し、発電する施設でした。生み出した電力は、施設や隣のし尿処理施設で利用し、余剰分は、電力会社へ売っているとのこと。瞬時に発電量が分かるよう、デジタル表示のパネルがありました。このときの発電量は、一般家庭4466軒分でした。さらに、発生した蒸気を使い、温水にして隣接する都市ガス工場に供給しています。まさに循環型社会を垣間見た瞬間の探検隊でした。

長いものに巻かれないように

しかし、こういった素晴らしい施設も、ごみ分別のルールが正しく守られていないと、故障などで機械の運転停止を招きます。

「皆さんにお願いしているのは、もやすごみ」は、30センチ未満のサイズにしてくださいということです。カーテンやシート、ロープなど長さのあるものが、破砕機からまると運転がストップすることもあります。そう波田さんは訴えます。

なるほど、それで「もやすごみ」の袋に入れていても、たんだ布団は回収されなかったのか！「長いものには巻かれるじゃなく、巻きつかれると大変なことになるから」と変に納得する探検隊。プラスチック製の衣装ケースなど

施設を生かす分別ルール

も、機械トラブルの原因になります。います。「もやすごみ」の袋に入らないことになって出してしまうと、機械の運転が止まれば、燃焼炉の温度も下がってしまいます。処理の効率が悪くなるばかりか、せっかくの有害物質の発生を抑える機能に影響を及ぼす恐れもあるということです。「ほかにも小型複雑ごみと言って、機械や家電製品、例えばシェーバーなどが混入していたことがありますが、リチウム電池など発火の恐れがあるものは、もやすごみ」では出さないでください」と波田さん。安全な処理のため分別方法は守らなければいけないと、強く感じた探検隊です。

2階のプラットホームに下りると、ちょうど大竹市のごみを搬入した大型パッカー車が、ごみピットに投入しているところでした。バックで投入口の扉に近づくと、センサーが感知して自動で開きます。パッカー車1台で約7トンのごみを積み込み、1日4回搬送しているそうです。循環型社会を支える処理施設ですが、それを生かしていくのは、一人一人が、ごみを減らす工夫をし、正しい分別をすることから始まると再認識した探検隊でした。

【次ページにつづく】

Part 2 プラスチックごみ編

続いて探検隊がやって来たのは、東栄の日本製紙(株)大竹工場です。市内で収集したプラスチックごみは、いったんリサイクルセンターに集められ、それからこの工場に運ばれて来ます。製紙会社でプラスチック? どう結びついて、果たして何に生まれ変わるのか、気になった探検隊。さっそく技術室の土井浩明さんたちに工場内を案内してもらいました。

紙対応のプラ再生法

うず高く積まれた古紙の山々を横目にたどり着いたのは、固形燃料化設備。その脇のピットには、市から搬入されたプラスチックごみの袋が積み重ねられていました。重機で袋をすくい上げ、設備に投入していきます。「平成29年からプラスチックを原料とした固形燃料化設備が稼働しました。自家発電用の燃料の一部として利用しています」と土井さん。そこには、資源を無駄にしないという企業の姿勢がうかがえます。

ラップはプラごみじゃない!

市から搬入するプラスチックごみは、固形燃料に生まれ変わります。ただ、一見プラスチックごみとして、処理に問題がないように思えても、そうでないものもあるそうです。実

Part 3 ごみの出し方、編

ナマの声

ごみの分別や出し方は、『ごみカレンダー』に書いてありますが、日々の暮らしの中で、いざ分別しようと思うと、迷うものです。探検隊は、市民の皆さん(ほんの一部ですが)の声を聞いてみました。

「皆さん、最近、もやすごみの出し方が変わりましたけど、ご存じでしたか?」

「30センチより小さくしないといけないんでしょう。理由はよく分かりませんでしたが」。

「幅広や長いままだと機械にからまるんですよ。そうしてますか。」

「あ、今日そのまま丹前を出して



玖波公民館木彫教室の皆さんに聞いてみました。



収集しなかったごみ袋には、理由を書いたシールを貼っています。近隣の迷惑にならないよう、各自で持ち帰ってください。

しまいました。分かっていたんですが、忘れてました。今、聞かれてドキッしました。

ほかにもこんな声がありましたー

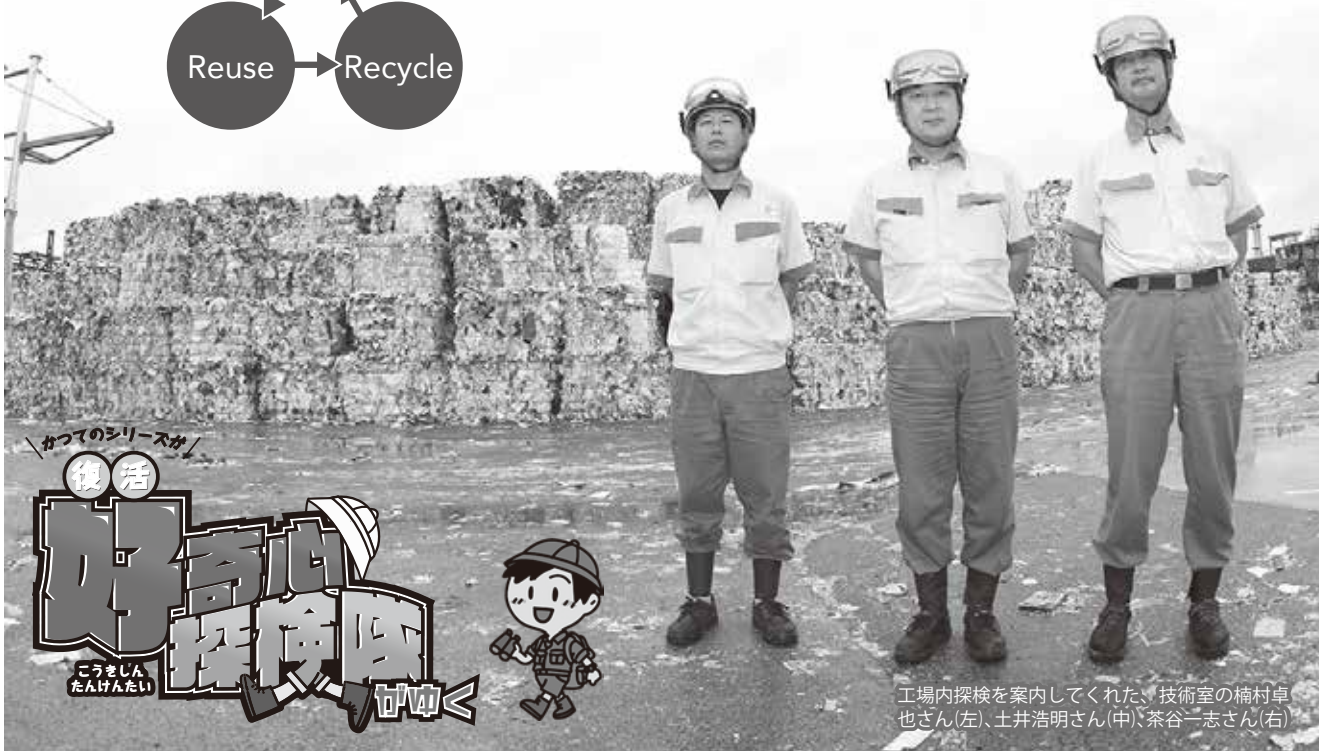
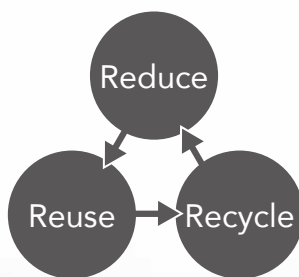
「収集ルートが変わったのか、取りに来るのが遅くなった。(収集ルートは基本的に変わっていません。コロナの外出自粛でうち時間が増え、断捨離が増えたためか、ごみの量が増えていきます。それで収集に時間がかかっているのだと思います)」

「紙資源の日はよく雨が降るけど、濡れても大丈夫? (濡れるのは大丈夫ですが、バラバラにならないように縛ってください)」

「スーパーなどで冷凍食品を包む薄いポリ袋は、ごみ減量のため、なるべく使わないようにしています。(ご協力ありがとうございます)」



小型家電(携帯電話、電話機、ラジオ、ビデオレコーダー、時計など)の、回収ボックスは、市役所、総合市民会館などにあります。



工場内探検を案内してくれた、技術室の楠村卓也さん(左)、土井浩明さん(中)、茶谷一志さん(右)

リサイクルセンターからのお願い ごみ分別変更後の注意ポイント

「もやすごみ」

◎布団や毛布などで、指定ごみ袋に入らないものは「粗大ごみ」となり、予約してリサイクルセンターへの持ち込みや、市による戸別収集などを利用してください。(ごみ処理手数料がかかります)

◎布団や毛布などの幅広いものは、30cm四方未満に切断し、「もやすごみの日」に出すこともできます。

◎ロープなどのひも状のものや衣類などは、長さ30cm未満に切断し、「もやすごみの日」に出してください。

◎布団、毛布、ロープ、衣類などで、切断が困難であり、指定ごみ袋に入る場合は、「もやさないごみの日」に出すこともできます。

◎衣類、シート、カーテン、タオルなどが多量にある場合は、指定ごみ袋を使用せず、無料でリサイクルセンターに持ち込むことができます。(要予約 ☎525101)

「プラスチックごみ」

◎食品用ラップ、ホース、長靴などの塩化ビニール製品は、「もやすごみの日」に出してください。

◎マヨネーズやケチャップの容器、残飯のある弁当がら、食品パック、

はついこの間まで、探検隊も食品用ラップは、プラスチックごみだと思っていました(汗)

「食品用ラップなどの塩化ビニール系の製品には、塩素が含まれており、機械が痛む原因になります。洗剤も同様です。また、食べ物の残りが付着したトレーやパックなどは臭気の原因となり、近隣地域への迷惑になります。それ以外にも金属類、工具や乾電池が混ざっていたこともあり、機械の故障を招きます。」

土井さんは悩ましいと言います。「小さなことでも積み重なると大きな負担になって自分にはね返ることもあります。一人一人が気を付ければ、住みよい社会になるのではないでしょうか。土井さんは、そう静かに語ってくれました。



(上右)市内で収集したプラスチックごみ。日本製紙に運ばれてきました。(上左)プラスチックごみの袋をすくいあげ、固形燃料化設備に移していきます。(左)カンや「もやさないごみ」のハンマーなどの工具が混ざっていることもあります。

トレーなどで、汚れや臭いの残ったものは、「もやすごみの日」に出してください。

◎灯油ポリタンクや衣装ケースなどの硬質のものは、「もやさないごみの日」に出してください。

※太字が、今回、取り扱いを変更した事項です。



リサイクルセンター長の笹野です。正しい分別をお願いします。

ホームページ・スマホで確認

厚生労働省新型コロナウイルス感染症に関する情報



環境省熱中症予防情報サイト



7月1日▶8月31日は 食中毒予防月間

「つけない」「ふやさない」「やっつける」で
食中毒を防ぎましょう

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2140

高温多湿となる夏場は、細菌を原因とする食中毒が最も発生しやすい時期です。

食中毒は飲食店などだけではなく、家庭でも発生します。食中毒予防の3原則を守って食中毒を予防しましょう。

食中毒予防の3原則

菌をつけない

- 手洗いを徹底する。
- 加熱せずに食べるものから先に調理する。
- 生で食べる野菜はよく洗う。
- 清潔な器具や食器に盛り付ける。
- 肉や魚を扱った後のまな板や包丁はよく洗い、熱湯などで消毒する。

菌をふやさない

- 冷蔵や冷凍が必要な食品はすぐに冷蔵庫に入れる。
- 冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫はマイナス15℃以下に保つ。
- すぐに食べないものは冷蔵庫で保管する。

菌をやっつける

- 食材の中心部まで十分に加熱する。(目安は中心部の温度が75℃で1分以上)
- 調理後、時間がたったものは思い切って捨てる。

食中毒の問い合わせは、県西部保健所
(☎0829-32-1181) へ。

3密を避けて熱中症になりやすい 夏をクールに乗り切ろう! 7月は熱中症予防強化月間

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2140

高齢者、子ども、障害者の方は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



熱中症とは、体温並みの気候のなかで、汗をかくて体の水分が少なくなることで、体に熱がこもった状態をいいます。特に「気温が高い日」「湿度が高い日」「風が弱い日」「日差しが強い日」は、注意が必要です。新型コロナウイルスの発生に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや「3密(密集、密接、密閉)」を避けるなどの「新しい生活様式」が求められています。熱中症予防行動のポイントとして、次のことに注意して、夏をクールに乗り切りましょう!

「新しい生活様式」熱中症予防行動のポイント

こまめに水分補給しましょう

- のどが渇く前に水分補給。
- 1日あたり1.2リットルを目安に。
- 大量に汗をかいたときは塩分も忘れずに。

暑さを避けましょう

- エアコンを利用するなど、部屋の温度を調整する。
- 感染症予防のため、換気扇や窓の開放で換気を確保しつつエアコンの温度設定をこまめに調整する。
- 暑い日や時間帯は無理しない。
- 涼しい服装にする。
- 急に暑くなった日などは特に注意する。

適宜マスクをはずしましょう

- 気温・湿度の高い中でのマスク着用は注意する。
- マスクを着用しているときは、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休息を。

暑さに備えた体づくりをしましょう

- 暑くなり始めの時期から適度に運動をする。
- 「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度の運動にする。

日頃から健康管理をしましょう

- 日頃から体温測定、健康チェック。
- 体調が悪いと感じたときは、無理せず自宅で静養。

熱中症の主な症状

顔が赤い、意識障害がある、まっすぐ歩けない。

頭ががらがんする、吐き気がする、体がだるい。

めまい、立ちくらみ、筋肉のこむら返り、手や口のしびれ、脈が速い、拭いても拭いても汗が出てくる。



おおたけ・ごみ事情 No.24

ごみ収集車内から出火!! スプレー缶・カセットボンベ・ライターは 使い切って出してください—

問い合わせ 環境整備課リサイクルセンター
☎52-5101

5月27日に、玖波地区内で、ごみステーションに出されたごみを収集中のごみ収集車から火災が発生しました。

当日は、「もやさないごみの日」であり、消防署による火災原因調査の際、燃え殻の中から「スプレー缶」や「使い捨てライター」の残骸が確認されました。

今回は消防車が出動し、消火活動を行ったため、幸い大事には至りませんでした。今後、こうした火災が発生しないよう、次のごみ出しルールを厳守してください。

スプレー缶・カセットボンベは「カンの日」

中身を全て使い切って、「カンの日」に出してください。

※カンは穴あけをせずに出して下さい。通気の悪い場所です穴あけをすると、引火して爆発する危険性があります。



ライターは「もやさないごみの日」

中身を全て使い切って、「もやさないごみの日」に出してください。

CO2削減 ライトダウン キャンペーン

問い合わせ
環境整備課 ☎59-2154

ライトアップ施設や家庭の電気を消すことで、一人一人が日常生活の中で地球温暖化対策を実践する契機とする取り組みです。

とき 7月7日(火)まで
7月7日(クールアースデー、七夕は、20時から22時までの2時間程度、全国のライトアップ施設や各家庭の照明の一斉消灯を広く呼び掛けていきます。可能な限りのご協力をお願いします。毎月第一土曜日は「ひろしま環境の日」です。
「ひろしま環境の日」一斉行動7月のテーマ
やってみよう
省エネ生活! ~不要な照明は消そう~

家庭で、職場で、できることから始めましょう。

環境整備課 ☎59-2154

(表1)負担割合の判定基準

【国民健康保険】		市民税課税所得が145万円以上でも次の場合は、基準収入額適用申請により負担割合が変わります。	
同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の市民税課税所得の金額	負担割合		
145万円以上	3割		
145万円未満	2割		
【後期高齢者医療保険】		同一世帯の被保険者および70歳以上の世帯員の収入合計	
同一世帯の後期高齢者医療被保険者市民税課税所得の金額	負担割合		
145万円以上	3割		
145万円未満	1割		
		複数世帯…520万円未満	2割(国保)
		単身世帯…383万円未満	1割(後期)

(注1) 昭和20年1月2日以降に生まれた70歳以上の被保険者の属する世帯の基礎控除後の課税所得額の合計額が210万円以下の場合も「一般」と判定し、2割負担になります。

(注2) 単身世帯とは、同一世帯の被保険者が1人の世帯。複数世帯とは、同一世帯に被保険者が2人以上いる世帯です。70歳以上の世帯員とは8月1日時点で70歳以上75歳未満の国保被保険者の方です。国保の方で世帯に国保から後期高齢者医療制度に移行した方がいる場合は、その方の収入も合わせて520万円未満となります。

(注3) 課税所得とは、地方税法上の扶養控除など各種控除後の所得のことを指します。

(注4) 収入とは、「市民税の課税所得額の計算上収入金額とすべき収入」を指します。(例) 8月～令和3年7月の判定…令和2年中(1月～12月)の収入であり、令和2年1月1日の属する年度分の地方税の規定による市民税の課税所得額の計算上収入額とすべき金額。(事業・不動産などの収入も含む)

(表2)限度額認定証(認定証)自己負担限度額・標準負担額一覧

(国保、後期高齢者医療以外の保険に加入している方は、この表と異なる場合があります)

区 分	自己負担限度額 (1カ月)	標準負担額 (1食)	療養病床入院の場合の標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)
基礎控除後の「総所得金額等」が901万円を超える世帯 (認定証に「 ア 」と表記)	252,600円+ (医療費－842,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から140,100円となります。	460円	460円 (※1)	370円
基礎控除後の「総所得金額等」が600万円を超え901万円以下の世帯 (認定証に「 イ 」と表記)	167,400円+ (医療費－558,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から93,000円となります。			
基礎控除後の「総所得金額等」が210万円を超え600万円以下の世帯 (認定証に「 ウ 」と表記)	80,100円+ (医療費－267,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から44,400円となります。			
基礎控除後の「総所得金額等」が210万円以下の世帯 (認定証に「 エ 」と表記)	57,600円 ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から44,400円となります。	210円 (長期入院該当160円(※2))	210円	370円
市民税非課税世帯 同一世帯の世帯主、被保険者全員が市民税非課税の世帯 (認定証に「 オ 」と表記)	35,400円 ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から24,600円となります。			

70歳以上の方(国保被保険者、後期高齢者医療被保険者)

区 分		自己負担限度額 (1カ月)	標準負担額 (1食)	療養病床入院の場合の標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)	
現役並み所得者 保険証の負担割合が3割	Ⅲ (認定証は不要) 課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費－842,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、 4回目から140,100円となります。	460円	460円 (※1)	370円
	Ⅱ 課税所得380万円以上 690万円未満	167,400円+ (医療費－558,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、 4回目から93,000円となります。			
	Ⅰ 課税所得145万円以上 380万円未満	80,100円+ (医療費－267,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、 4回目から44,400円となります。			
一 般 保険証の負担割合が 2割で市民税課税世帯 (認定証は不要)	課税所得 145万円未満など	入院:57,600円 ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、 4回目以降から、44,400円となります。 外来:18,000円 (8月～翌年7月の年間限度額は144,000円)			
市民税非課税世帯	低所得者Ⅱ 同一世帯の世帯員全員(※3)が市民税非課税 (認定証に「区分Ⅱ」と表記)	入院:24,600円 外来:8,000円	210円 (長期入院該当 160円(※2))	210円	370円
	低所得者Ⅰ 同一世帯の世帯員全員(※3)が市民税非課税で、 世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控 除額を80万円で計算)を差し引いたときに0円と なる方 (認定証に「区分Ⅰ」と表記)	入院:15,000円 外来:8,000円	100円	130円 (老齢福祉年金 受給者 100円)	370円 (老齢福祉年金 受給者 0円)

※1 栄養士による食事療養が行われているなど、一定の要件を満たす届け出をしている医療機関に入院したとき。それ以外は、420円となります。
※2 過去12カ月で90日を超える入院があった場合に長期入院該当となります。
※3 国民健康保険の場合は、「同一世帯の世帯主および国保被保険者」となります。

新しい後期高齢者医療被保険者証、国民健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を7月下旬に郵送します。

8月1日以降に病院などに行くときは、新しい保険証を必ず提示してください。

8月に入っても届かない場合や記載内容に誤りがある場合は、早めに保健医療課まで問い合わせてください。

新しい後期高齢者医療被保険者証は、紫色、国民健康保険被保険者証と国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証は橙色となります。有効期限は令和3年7月31日までです。

有効期限の過ぎた古い保険証は使用できませんので、保健医療課、または各支所に返却するか、ご自身で確実に廃棄してください。

後期高齢者医療被保険者証とは――

75歳以上の方と、65歳以上で一定の障害により広島県後期高齢者医療広域連合(広域連合)の認定を受けた方の保険証です。

保険証に記載の負担割合は、8月1日に、1割または

8月からは新しい保険証 古い保険証は7月末で期限が切れます――

- 後期高齢者医療被保険者証
- 国民健康保険被保険者証
- 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2141

70歳から74歳までの方へ送付する国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証には、医療費の負担割合が記載されており、2割または3割に区分されています。世帯主宛てに、国保加入者全員の保険証を市から水色の封筒で送付します。

基準収入額適用申請で負担割合が2割になります――

70歳以上の方で、負担割合が3割の判定となった方のうち、申請をすれば2割(後期高齢者の方は1割)に変更となる可能性がある方(表1)には、申請書など手続きの案内を送付します。記載方法は同封の説明文をご覧ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新があります――

限度額適用・標準負担額減額認定証(認定証)とは――

医療機関の窓口で保険証と一緒に認定証を提示することで、食費や居住費の標準負担額、医療費の1カ月あたりの自己負担額が(表2)の限度額までとなります。

認定証の交付を受けるには、

申請が必要です。必要な方は、保健医療課または各支所で手続きをしてください。

認定証は、申請した月の初日から適用となります。

※保険料に滞納がある方は認定できません。

●申請が必要な方

後期高齢者医療被保険者

○「現役並み所得者(Ⅰ)(Ⅱ)」に該当する、今までに認定証を申請していない方

○市民税非課税世帯に属し、今までに認定証を申請していない方

国民健康保険被保険者

○70歳以上の国保被保険者で、「現役並み所得者(Ⅰ)(Ⅱ)」の世帯の方、「市民税非課税世帯」の方(同一世帯の世帯主を含む)

○70歳未満の国保被保険者

●申請が不要な方

後期高齢者医療被保険者で、今までに認定証を申請した方

※国保被保険者は、今までに申請をしても年度ごとに必要です。

●認定区分が「オ」または「低所得者Ⅱ(表2)」となる方で長期入院に該当する方

次の①または②に該当する

と思われる方は、標準負担額が、さらに減額になります。

医療機関が発行した領収書など入院日数が確認できるものと印鑑を持参して、7月31日(金)までに保健医療課または支所で申請してください。

①国保被保険者で70歳未満の方で「オ」の認定となる方や70歳以上の方で「低所得者Ⅱ」の認定となる方が過去12カ月の期間内の入院日数が合計90日を超え、その間が非課税世帯であった場合は、標準負担額がさらに減額となります。

②後期高齢者医療被保険者で「低所得者Ⅱ」の認定を受けた方で、過去、12カ月の期間内の入院日数が合計90日を超えた場合は、標準負担額がさらに減額となります。

●郵送時期・郵送方法

後期高齢者医療被保険者で申請が不要な方または6月中に新規申請をした方には、7月下旬に広域連合から保険証と一緒に認定証が郵送されます。国保被保険者と7月以降に申請した後期高齢者医療被保険者には、7月下旬以降に、市から認定証が郵送されます。

後期高齢者医療制度では、被保険者一人一人が保険料を納めます。保険料額は、被保険者の所得に応じて負担する保険料の決め方

後期高齢者医療保険料

問い合わせ
市民税務課 ☎59-2128



後期高齢者医療制度は、75歳以上の方（65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により広島県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方を含む）を対象とした医療制度です。

保険料の納付方法
特別徴収（年金天引き）
世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上で、次の要件を全て満たす場合、保険料が世帯主の年金から天引きされます。

①世帯主が国民健康保険加入者で年度内に75歳に到達しない。

普通徴収
（納付書払・口座振替）
特別徴収の要件に該当しない方や国民健康保険に加入したばかりの方などは、納付書または口座振替で納付してください。

なお、特別徴収の対象となる方でも、申し出をすれば口座振替で納付することができます。

※事前に金融機関での手続きが必要です。

保険料の納付方法
特別徴収（公的年金からの天引き）
次に該当する方が対象です。

①年金受給額が年額18万円以上の方
②介護保険料が特別徴収で、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1以下の方
③他市区町村から本市へ転入したばかりの方

※特別徴収の対象の方でも、申し出をすれば口座振替で納付することができます（事前に金融機関での手続きが必要です）。

保険料額の決定
7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

◎後期高齢者医療制度【保険料の決め方】

均等割額
46,451円



※ 所得割額
所得割率8.84%



年間保険料
（限度額64万円）

※所得割額＝（総所得金額等－基礎控除（33万円））×0.0884
※総所得金額等とは、「公的年金収入－公的年金控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」などで社会保険料控除などの各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額（土地・建物や株式などの譲渡所得などで特別控除後の額）も総所得金額等に含まれます。

◎所得の低い方の軽減

○均等割額の軽減について

世帯内の被保険者と世帯主の前年所得の合計額		軽減後の均等割額
33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員の所得額（公的年金の所得は控除額を80万円として計算）が0円となる場合	7割軽減 13,935円／年
	上記以外の方	7.75割軽減 10,451円／年
33万円＋（28万5千円×被保険者数）以下の場合		5割軽減 23,225円／年
33万円＋（52万×被保険者数）以下の場合		2割軽減 37,160円／年

③均等割額の軽減は、世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。ただし、次の①～③は所得割額で用いる総所得金額等とは取り扱いが異なります。

①「専従主が専従者へ支払った給与」または「専従主が専従者について必要経費に算入した控除額」は必要経費として適用されません（支払い側）。また、「専従主から専従者へ支払われた給与」または「専従主が専従者について必要経費に算入した控除額を基に収入となった給与」は、所得に含めません（受け取り側）。

②公的年金などに係る所得金額は、さらに15万円を上限に控除します。

③居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例の適用はありません。

※7.75割軽減の方については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないことなどを踏まえ、激変緩和の観点から、令和2年度は7.75割軽減となりますが、令和3年度以降は、7割軽減となります。

※後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合など（国保および国保組合は除く）の被扶養者であった方については資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減（年間保険料額23,225円）となり、所得割額の負担はありません。ただし、表中の均等割額の7割軽減または7.75割軽減にも該当する方は、年間保険料が13,935円または10,451円に軽減されます。

※所得などの申告がない場合は、軽減されないことがあります。

※軽減判定は、賦課期日（当年4月1日または資格取得日）時点で行われます。

国民健康保険の保険料率が決定しました

問い合わせ
市民税務課 ☎59 2 1 2 8

令和2年度の国民健康保険の保険料率が表のとおり決定しました。

納付通知書を7月中旬に世帯主宛てに送付します。

世帯主が国民健康保険の加入者でない場合でも、納付義務者は世帯主となるため世帯主宛てに送付します（このような世帯主を擬制世帯主といいます）。

②特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上である。

③世帯主の介護保険料が特別徴収されている。

④介護保険料との天引き額の合計が、年金受給額の2分の1以下である。

普通徴収
（納付書払・口座振替）
特別徴収の要件に該当しない方や国民健康保険に加入したばかりの方などは、納付書または口座振替で納付してください。

なお、特別徴収の対象となる方でも、申し出をすれば口座振替で納付することができます。

※事前に金融機関での手続きが必要です。

◎国民健康保険の保険料率

国民健康保険料は、医療分、後期高齢者支援金分（支援金分）および介護分で構成され、それぞれ所得割、均等割および平等割を計算し合計した額が賦課されます。

	医療分 （加入者全員）	支援金分 （加入者全員）	介護分 （40歳から64歳の方）	計 算 方 法
①所得割	7.08%	2.42%	2.12%	基準総所得金額×所得割率
②均等割	26,780円	9,049円	9,491円	均等割×世帯内の加入者数
③平等割	22,048円	7,450円	5,551円	1世帯当たりの金額
賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円	①から③までの合計額の上限

※65歳以上の加入者は別に介護保険料を納付していただくため、介護分の負担はありません。

※所得割の算定に用いる「基準総所得金額」とは、平成31（令和元）年中の総所得金額等から33万円を差し引いた金額です。「総所得金額等」とは、給与所得や申告分離課税の配当所得などの各種所得の合計額で、各種所得控除を差し引く前の金額です（国民健康保険では退職所得は含みません）。所得割の算定では、雑損失の繰越控除の適用はありません。

※保険料における均等割と平等割の割合を、令和4年度まで段階的に変更します。

◎保険料の軽減

次の所得の世帯の方は、均等割と平等割の金額が軽減されます。今年度、5割・2割軽減の対象所得の基準が拡充されました。

擬制世帯主と国民健康保険加入者の平成31（令和元）年中の総所得金額等の合計額	軽 減 割 合
33 万円以下の世帯	7 割
33 万円 ＋（28 万円 5 千円 × 加入者数）以下の世帯	5 割
33 万円 ＋（52 万円 × 加入者数）以下の世帯	2 割

※軽減の対象かどうかを判定するときの「加入者」には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一世帯に属する方（特定同一世帯所属者）を含みます。ただし、世帯主が変更となった場合や世帯に加入者がいなくなった場合には、特定同一世帯所属者には該当しくなくなります。

※令和2年1月1日現在65歳以上で公的年金等所得がある場合、その所得から15万円を上限に控除します。

※土地・建物などの譲渡所得の特別控除と専従者控除は適用せず、専従者給与はないものとして所得を計算します。

※所得などの申告がない場合は、軽減されないことがあります。

※世帯構成に変更が生じた場合は、軽減の見直しを行う場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の要件を満たす方（世帯）は、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料が減額または免除となる場合があります。対象となる方（世帯）などは次の表のとおりです。

なお、今後国や県から示される基準などの改正により内容が変更となる場合があります。詳しくは市民税務課へお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料の減免

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2128

対象となる方（世帯）

減免対象となる保険料	減免対象となる範囲	減免対象となる方（世帯）	減免割合
国民健康保険料	令和元年度分・令和2年度分（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料）	【次の①～③いずれかに該当する世帯】 ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が事業などを廃止、または失業した世帯 ③新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の「事業収入など」(※)の減少が見込まれ、次の3つの要件を全て満たす世帯 (※)「事業収入など」=事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入 <要件> ①世帯の主たる生計維持者の「事業収入など」の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年と比べて10分の3以上減少する見込みであること。 ②世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。 ③世帯の主たる生計維持者について、減少することが見込まれる「事業収入など」の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。	①全額免除 ②全額免除、または一部減額 ③一部減額
後期高齢者医療保険料		【次の①～③いずれかに該当する被保険者】 ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が事業などを廃止、または失業した場合 ③新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の「事業収入など」(※)の減少が見込まれる次の3つの要件を全て満たす場合 (※)「事業収入など」=事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入 <要件> ①世帯の主たる生計維持者の「事業収入など」の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年と比べて10分の3以上減少する見込みであること。 ②世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。 ③世帯の主たる生計維持者について、減少することが見込まれる「事業収入など」の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。	
介護保険料		【次の①～③いずれかに該当する第1号被保険者】 ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が事業などを廃止、または失業した場合 ③新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の「事業収入など」(※)の減少が見込まれる次の2つの要件を全て満たす場合 (※)「事業収入など」=事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入 <要件> ①世帯の主たる生計維持者の「事業収入など」の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年と比べて10分の3以上減少する見込みであること。 ②世帯の主たる生計維持者について、減少することが見込まれる「事業収入など」の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。	

★受付期間や必要書類などの詳細は、7月中旬に送付する保険料額の決定通知書に同封されているチラシを確認してください。

令和元年10月からの消費税率の引き上げの実施に伴い、第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料の軽減強化が行われます。
令和2年度の市の介護保険料は表のとおりです。
納入通知書は7月中旬に送付します。

介護保険料決定

問い合わせ
市民税務課 ☎59-2128

保険料の納付方法

■特別徴収（年金大引き）■
特別徴収の対象となる年金を年額18万円以上受給している方は、原則として保険料が年金から天引きされます。

■普通徴収（納付書払・口座振替）■
年金受給額が年額18万円未満の方や65歳になったばかりの方、他市区町村から本市へ転入したばかりの方などは、納付書または口座振替で納付してください。

第1号被保険者の介護保険料

段 階	対 象			保険料率	年間保険料
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方または生活保護を受給している方			0.30	18,111円
		本人の前年の合計所得金額 (課税年金収入に係る雑所得を除く)と課税年金収入の合計	80万円以下		
第2段階	世帯全員が市民税非課税		80万円超え 120万円以下	0.50	30,186円
第3段階			120万円超え	0.70	42,260円
第4段階	本人が市民税非課税で世帯の誰かが市民税課税		80万円以下	0.87	52,523円
第5段階			80万円超え	1.00 (基準)	60,372円
第6段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額	125万円未満	1.20	72,446円
第7段階			125万円以上 190万円未満	1.30	78,483円
第8段階			190万円以上 290万円未満	1.50	90,558円
第9段階			290万円以上 400万円未満	1.60	96,595円
第10段階			400万円以上 600万円未満	1.75	105,651円
第11段階			600万円以上	1.85	111,688円

※介護保険料の算定に使用する合計所得金額は、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得等に係る特別控除を適用後の金額となります。

コロナ禍でお困りの事業者の皆さんへ

大竹市事業継続支援金 申請は商工会議所へ

新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化した市内の中小事業者に対して、事業継続を応援する支援金を支給します。

対象

- 次の全てに該当する方
- ① 市内に本社・本店があるまたは本社・本店は市外であるが店舗（サービス業と小売業に限る）が市内にある。
 - ② 新型コロナウイルスの影響により、2月から12月までの期間のうち、いずれかの1カ月間の事業収入が前年同月の事業収入と比較して30%（小数点以下切り捨て）以上減少し、かつその減少額が10万円以上である。
 - ※新規開業などで前年同月との比較ができない場合は、減少した月の前の月と比較します。
 - ③ 事業収入を得ている中小事業者であり、大企業者が経営に参画していない。

- ④ 大竹市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等またはこれらの者と密接な関係を有していない。

給付額 1事業者10万円

※複数店舗を運営している場合も経営者が一緒であれば、1事業者として取り扱います。

- 必要書類 次の書類が必要です。なお、大竹商工会議所の会員の方は、⑤と⑥の書類は不要です。
- ① 大竹市事業継続支援金交付申請書（代表者印を押印してください）
 - ② 事業収入明細書（代表者印を押印してください）
 - ③ 誓約書（代表者が自署してください）
 - ④ 通帳の写し（表紙をめくったページの写し）
 - ⑤ 営業していることが分かる書類（次のアまたはイのいずれかを提出）

問い合わせ
・申請に関すること 大竹商工会議所 ☎52-3105
・入金に関すること 産業振興課 ☎59-2131

コロナ禍でお困りの事業者の皆さんへ

雇用調整助成金や 緊急雇用安定助成金の申請などで、 社労士に支払った費用を一部助成 雇用調整助成金受給サポート補助金

問い合わせ 産業振興課 ☎59-2131

新型コロナウイルス感染症の影響により経営が不安定な状況でも労働者の雇用を維持する市内の中小事業者に対し、市は雇用調整助成金等受給サポート補助金を交付します。

対象

- 次の全てに該当する方
- ① 中小事業者などであって、雇用調整助成金などの申請を行った事業所を市内に有している。

- ※医療法人などの法人も対象です。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業などにより、広島労働局長から国の雇用調整助成金などについて、支給決定を受けている。
- 補助額
補助対象経費（千円未満は切り捨て）で、10万円まで補助します。
- 補助対象経費
令和2年1月24日（金）から令和3年3月1日（月）までの間で社会保険労務士に支払うことが確定した①と②の経費（消費税と地方消費税に相当する額を除く）です。
- ① 広島労働局へ提出する雇用調整助成金などの申請書類の作成に要する経費
 - ② 雇用調整助成金などの申請に必要な就業規則などの整備に要する経費
 - ③ 大竹市雇用調整助成金受給サポート補助金交付申請書兼誓約書
 - ④ 雇用調整助成金の支給決定通知書の写し
 - ⑤ 申請者の概要報告書（別記様式第2号）
 - ⑥ 社会保険労務士と締結した雇用調整助成金の申請などに係る契約を証するものの写し
 - ⑦ 社会保険（労務士への支払）（新型コロナウイルス感染症に関連するものに限り）が確認できる書類
- 申請方法
令和3年3月1日（月）までに、必要書類を添えて産業振興課へ。

国が実施する事業者への 支援情報を公開



問い合わせ 産業振興課 ☎59-2131

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の拡大により被害を受けた事業者のため、国の支援情報や問い合わせ先を取りまとめた冊子を、ホームページで公開しています。

冊子には、「新型コロナウイルス特別貸付」、「テレワーク設備導入に係る費用の支援」、「持続化給付金」、「雇用調整助成金」などの情報を掲載しています。

経済産業省ホームページは、「経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連」で検索してください。

募集 商業者連携 チャレンジ事業

問い合わせ
産業振興課 ☎59-2131

商業者グループが市内の商業課題を解決するために企画、実施する事業に助成金を交付します。

申請対象グループ

- 市内の店舗で事業を営む商業者3人以上で構成された熱意ある商業者グループ（法人格を有する団体を除く）
- ※グループの構成員の3分の1は市内商業者であること。

対象事業

- 市内で新たに取り組む次の事業で、令和3年3月25日（休）までに事業が完了し、実績報告が提出できるもの。
- ※平成30年度または令和元年度に取り組んだ事業で評価が高かった場合は、再度助成金の交付対象となる場合があります。
- ① 地域資源を活用した新商品（新名物）開発② 商業活性化イベント③ 後継者育成事業④ 創業

- （起業）支援事業④ 講演会・シンポジウム⑤ 空き店舗対策⑥ ふるさと納税の返礼品⑦ 観光振興など

（令和元年度実施事業）

- 菊芋普及促進事業 ● 店舗訪問スタンプリリー（御商印集め） ● こども企業プロジェクト

助成金額
1グループ 上限25万円まで

助成対象経費
謝礼、交通費、機材・資材・書籍などの購入費、チラシ・ポスターなどの印刷費、消耗品費、使用料・賃借料など

手続きの流れ
① 申請書提出② 事業審査③ 決定④ 事業の実施⑤ 実績報告書の提出

事業審査方法
必要性・目標設定・公益性・実現性・継続性・独創性・波及性・発展性を審査します。なお、審査の結果、審査基準に満たない事業については、不採択となります。

また、助成金の申請額が予算額を超える場合は、事業審査の結果、点数が高い事業を優先的に事業決定します。

申し込み

7月17日（金）までに産業振興課備え付けの申請書に関係書類を添えて申し込んでください。

※申請書などは、市ホームページからダウンロードできます。

新型コロナウイルスにうつらない、うつさないために、今、できること。

バス・電車・船・タクシーは、**3**を守れば、感染リスクはほとんどありません！

1 常にしっかり換気！
これで(広義の)「空気感染」リスクはほぼゼロ！

2 「目・鼻・口」は何か何でも触らない！
これで「接触感染」リスクはほぼゼロ！

3 お静かに…。小聲で話すなら「マスク」！
これで「飛沫感染」させるリスクはほぼゼロ！

※身体が密着する程の「混雑車両」は「換気・感染チケット」の徹底が困難となり得ますのでお避け下さい。

もちろん、「感染チケット」も大切です。★視やくしゅみは手でおさえず、上蓋の内側や袖(そで)で拭き取して下さい。

目黒区 IJCOMM 発行：一般社団法人日本モビリティ・マネジメント会議(IJCOMM)

あじさいタクシー
(平成30年7月3日開始)

栄町地区と指定の目的地間を運行する乗合タクシーです。栄町地区はエリアが広いいため、北地区と南地区に分けて運行しています。北地区では利用者が減少しましたが、南地区では2年連続で利用者が増加しました。

栄ぐるりんタクシー
(平成30年3月1日開始)

湯舟地区とゆめタウンおおたけ・広島西医療センター間を運行する乗合タクシーです。令和元年度の利用者は642人となり、過去最高だった前年度を下回りました。

湯舟のりあいタクシー
(平成24年1月23日開始)

玖波7・8丁目と玖波駅・広島西医療センター間を運行する乗合タクシーです。利用者は、昨年比160人減となっていますが、1台あたりの利用者は、平成30年度と同水準となっています。

ひまわりタクシー
(平成23年7月1日開始)

三ツ石地区と市役所・ゆめタウンおおたけ間を運行する乗合タクシーです。利用者は平成30年度と比べて42人減少しましたが、運行台数は増加しています。1台あたりの利用者は、や収支率も、他の支線交通と比べて高い水準を維持しています。

三ツ石地区乗合タクシー
(平成21年10月5日開始)

支線交通 令和元年度 運営状況

問い合わせ 自治振興課 ☎59-2142

乗合タクシーなどの支線交通は、幹線バス(こいこいバス)と組み合わせて、効果的で効率的な運行を行っています。今回は、運行している支線交通5路線の令和元年度の運営状況をお知らせします。



おうちで in 大竹・和木 花火

新型コロナウイルス感染症の影響により大竹・和木川まつり花火大会を中止することになりましたが、3密回避イベントとして、「おうちで花火in大竹・和木」を開催します。自宅やスマートフォンなどから花火をお楽しみください。

なお、当日の花火の様子は、大竹商工会議所のInstagramでのライブ配信を予定しています。また、後日、大竹商工会議所のホームページや市のフェイスブックで当日の花火の様子を掲載します。

打ち上げ予定期間 7月
打ち上げ予定場所 大竹市内、和木町内

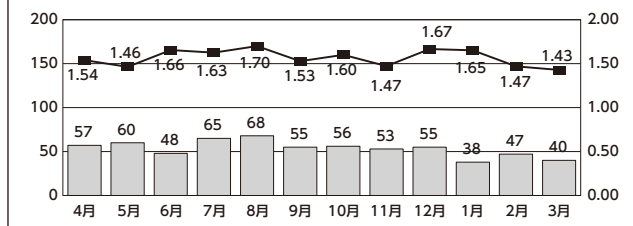
※3密回避徹底のため、打ち上げ場所や日時の詳細は非公開です。また、当日観客が集まった場合は打ち上げを中止します。

大竹商工会議所Instagram

その他のイベント中止情報

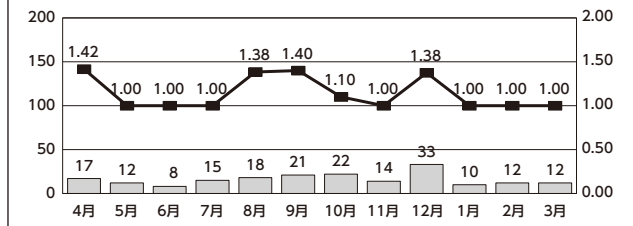
「土曜夜市」「あなた愛ランドで釣り大会」は中止します。

■湯舟のりあいタクシー



項目	平成30年度	令和元年度
利用者数	736人	642人
運行台数	441台	410台
1台平均	1.67人	1.57人
運行経費	476,280円	447,100円
運賃収入	167,267円	145,904円
収支率	35.1%	32.6%
運行損益	▲309,013円	▲301,196円

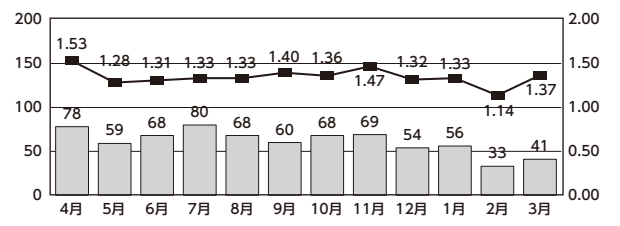
■あじさいタクシー



項目	平成30年度	令和元年度
利用者数	106人	194人
運行台数	97台	167台
1台平均	1.09人	1.16人
運行経費	104,760円	182,440円
運賃収入	24,085円	44,086円
収支率	23.0%	24.2%
運行損益	▲80,675円	▲138,354円

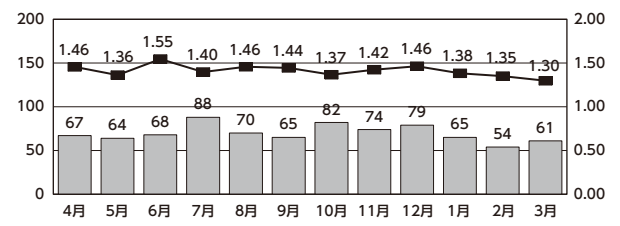
令和元年度月別利用者数の推移 利用者数(人) 1台平均(人/台)

■ひまわりタクシー



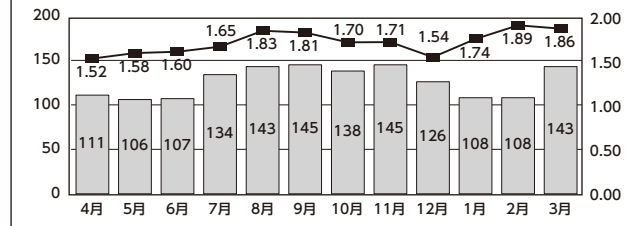
項目	平成30年度	令和元年度
利用者数	894人	734人
運行台数	659台	542台
1台平均	1.36人	1.35人
運行経費	669,420円	550,600円
運賃収入	187,489円	149,991円
収支率	28.0%	27.2%
運行損益	▲481,931円	▲400,609円

■栄ぐるりんタクシー(南)



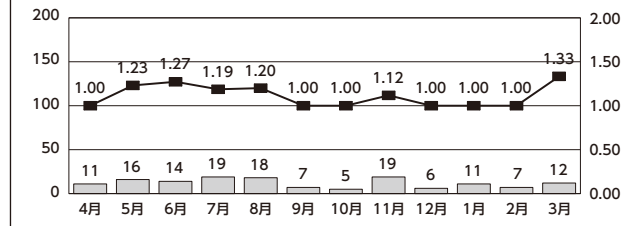
項目	平成30年度	令和元年度
利用者数	743人	837人
運行台数	551台	593台
1台平均	1.35人	1.41人
運行経費	661,200円	721,540円
運賃収入	185,750円	209,250円
収支率	28.1%	29.0%
運行損益	▲475,450円	▲512,290円

■三ツ石地区乗合タクシー



項目	平成30年度	令和元年度
利用者数	1,556人	1,514人
運行台数	883台	890台
1台平均	1.76人	1.70人
運行経費	953,640円	971,620円
運賃収入	353,632円	344,086円
収支率	37.1%	35.4%
運行損益	▲600,008円	▲627,534円

■栄ぐるりんタクシー(北)



項目	平成30年度	令和元年度
利用者数	251人	145人
運行台数	216台	128台
1台平均	1.16人	1.13人
運行経費	259,200円	155,430円
運賃収入	62,750円	36,250円
収支率	24.2%	23.3%
運行損益	▲196,450円	▲119,180円

失語症の方と コミュニケーションを図るためにー 失語症者向け 意思疎通支援者 養成研修

問い合わせ
県言語聴覚士会事務局
☎082-921-3230
(FAX)082-921-3237



失語症は脳卒中などによって起こる言葉の障害です。失語症の人たちは会話をすることが難しく、家庭外へ出ることをあきらめたり、緊急時や災害時の支援を受けにくかったりするなど、社会の中で孤立しがちです。失語症の人が地域で安定した生活を送るためには、適切な知識と会話技術を持った意思疎通支援者が必要です。

次の日程で、失語症者向け意思疎通支援者として必要な知識と技術を学習します。

とき
8月2日(日)～令和3年1月16日(土)
(全9回)

ところ
広島市東区地域保健福祉センターなど

※福山市、三原市でも開催されます。日程や会場などについては、事務局に問い合わせてください。

対象

失語症の福祉に理解と熱意があり、失語症者の意思疎通支援に携わることができる18歳以上の方

講師

広島県言語聴覚士会会員

定員

各回30人

申し込み

7月22日(水)までに事務局へ。受け付け完了の通知が1週間経過しても来ない場合は、事務局に連絡してください。

Eメール
hiroshimastkai@yahoo.co.jp

全日程に参加し、認定テストで6割以上の得点をとった方は、失語症者向け意思疎通支援者として、広島県登録者名簿に登録されます。

福祉の
とびら
No.86

障害のある方の安全をサポートする 身体障害者補助犬

問い合わせ
福祉課 ☎592146

「身体障害者補助犬」は、目や耳や手足に障害のある方をサポートする「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」のことを言います。

○盲導犬

目の見えない人、見えにくい人が安全に歩けるように、障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。

○介助犬

手や足に障害のある人に替って、物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行ったりします。

○聴導犬

音が聞こえない、聞こえにくい人に、玄関のチャイム音や着信音、車のクラクションなどを聞き分け教えます。

身体障害者補助犬は、法律に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。また、利用者も衛生・行動管理をしっかり行っているのので、社会のマナーも守り、清潔にしています。だからこそ、人が立ち入

ることのできるさまざまな場所に同伴できます。

補助犬への接し方

- 補助犬に食べ物や水を与えないようにしましょう。
- 補助犬に対して、話しかける、じっと見つめる、触るなどの気を引く行為は避けましょう。
- 温かく見守りましょう。

補助犬（盲導犬）給付の申し込み

問い合わせ
県視覚障害者団体連合会
☎082-229-2320

県視覚障害者団体連合会では、視覚障害者の自立と社会参加の促進を図るため、県内で1頭の補助犬（盲導犬）給付事業を実施します。

対象

県内（広島市を除く）に1年以上居住する18歳以上の視覚障害者で、身体障害者手帳1級または2級所持者

※詳細は、問い合わせください。

申し込み

福祉課備え付けの申請書で、7月22日(水)までに福祉課へ。申し込み多数の場合は面接などの選考により決定します。

自己負担額の一部を助成します 福祉医療制度

問い合わせ
保健医療課 ☎592141

市の福祉医療には、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療の制度があり、医療費の自己負担分の一部を助成しています。ただし、保険適用外のものはありません。

現在受給者証をお持ちの方で、更新時に引き続き受給資格があれば、新しい受給者証を7月下旬に郵送します。有効期限の過ぎた受給者証は返却してください。

区分	助成の対象となる方	所得制限	受診時一部負担
重度心身障害者医療	・身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A、A、B)をお持ちの方。ただし65歳以上の方で、後期高齢者医療制度の障害認定要件に該当する方は後期高齢者医療に加入した場合のみ助成されます。	・本人所得が159万5千円未満かつ扶養義務者所得が基準額未満であること。 (扶養人数などにより基準額は変わります) ※継続して常時、人工呼吸器などを装着している方は、所得制限が緩和される場合があります。	・医療機関1日200円、医療機関ごとに、通院は月4日まで、入院は月14日まで必要。 ・保険薬局(処方箋などによる薬代)一部負担金は必要ありません。
ひとり親家庭等医療	・ひとり親の家庭などで令和3年3月末時点で18歳以下の方とその児童を養育している父親または母親など・父母のいない児童	・所得税非課税の世帯の方(平成22年度税制改正前基準による)ただし住民票が別でも生計が同一である扶養義務者は、所得制限の審査対象になります。	・医療機関1日500円、医療機関ごとに、通院は月4日まで、入院は月14日まで必要。 ・保険薬局(処方箋などによる薬代)一部負担金は必要ありません。
乳幼児等医療	・0歳～15歳(中学校卒業まで)の児童	・所得制限無し	

手話奉仕員 養成講座

入門講座

問い合わせ
社会福祉協議会
☎52-2275

聴覚障害者とのコミュニケーション方法の一つである「手話」。その技術を学び、手話通訳派遣制度内で手話奉仕員として活動していただける方の養成を目指します。

とき
7月28日(火)・31日(金)、8月4日(火)・7日(金)・18日(火)・21日(金)・25日(火)・28日(金)、9月1日(火)・4日(金)・8日(火)・11日(金)・15日(火)・18日(金)・25日(金)・29日(火)、10月2日(金)・6日(火)・9日(金)・13日(火)いずれも10時～12時(全20回)

ところ
サントピア大竹

対象

- 初めて手話を学ぶ方
- 手話に関心があり、手話を勉強したい方

内容
手話奉仕員としての入門編

○入門テキストの学習

○手話でのコミュニケーション

講師

県ろうあ連盟ろう講師・健聴講

師
定員 20人

参加料 3300円(テキスト代)
※テキスト「手話を学ぼう手話で話そう」をお持ちの方は必要ありません。

申し込み

7月17日(金)までに社会福祉協議会へ。



ケーブルテレビ『ちゅぴコムふれあい』の番組「大竹市からのお知らせ」の収録で、講座募集をPR。手話で応募を「待ってまーす」と呼びかけました。放送は7月6日(月)～12日(日)の予定。

インターネットに関するトラブルに注意！

問い合わせ 消費生活センター（産業振興課内） ☎573236
 【相談日】火・金曜日（祝日・年末年始を除く）
 9時～12時・13時～16時

- 【事例】
- 「簡単にもうかる」と情報商材を買ったが全くもうからない。
 - 「確実にもうかる」「代わりを買ってくれたら倍の価格で買い取る」などと言って仮想通貨やファンダを勧誘されて購入したが、入金がない。そして連絡がつかなくなった。
 - 健康食品や化粧品のお試しだと思ったら定期購入だった。
 - 携帯電話やスマホの契約・解約時のトラブル。スマホの操作に慣れていないことによる利用時のトラブル。スマホを変えたら思ったより高額な請求が来たなど。（特に60歳以上の方から寄せられています）

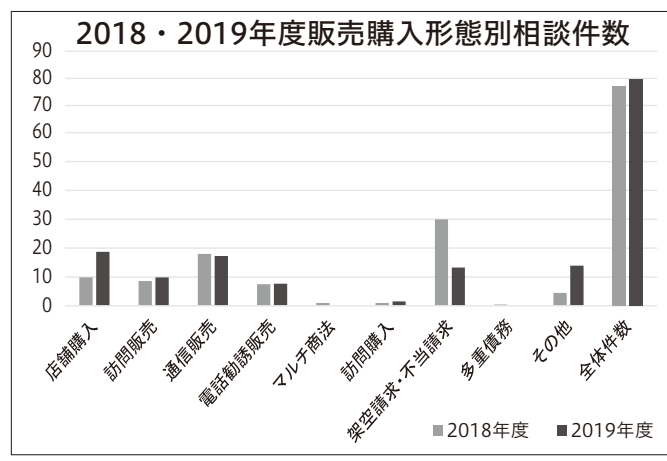
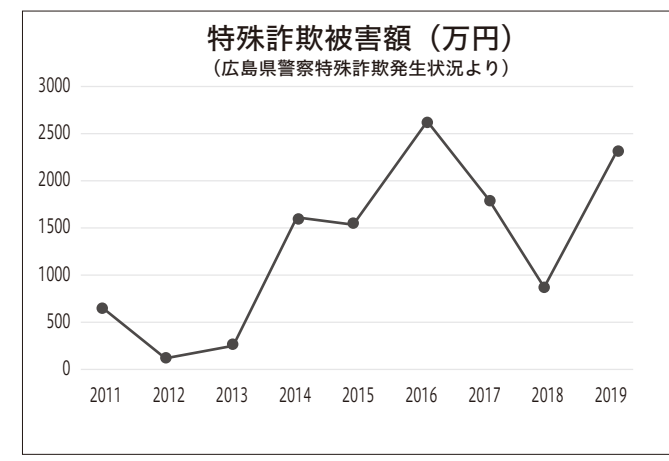
- 【アドバイス】
- 実態や契約内容に不安があるときは、契約しないようにしましょう。
 - 「必ずもうかる」という言葉をするのにしないようにしましょう。
 - 必ずもうかる保証はどこにもありません。
 - 仮想通貨の取引は金融庁のホームページで仮想通貨交換業の登録業者かどうか確認しましょう。
 - 仕事を始める前に高額なお金を払う仕組みには注意しましょう。努力せずにもうかる話はありません。
 - 広告ページや最終画面で定期購入が条件となっていないか、解約・返品条件など、確認しましょう。
 - スマートフォンの契約書にサインする前に契約内容や、月額料金はいくらかを確認しましょう。タブレットや光回線など、複数のサービスを勧められても理解できないものや必要ないと思った契約は断りましょう。
 - 契約する前に消費生活相談窓口など、公的な相談窓口にご相談しましょう。
 - どんな小さなことでもひとりで悩

まず、消費生活センターにお気軽にご相談ください。
 消費生活に関する「出前消費生活講座」を行っています。（講師料は無料）
 消費者ホットライン ☎1188



令和元年度の相談状況

消費生活センターの相談件数は、令和元年度は81件で、平成30年度の77件に比べて4件増加しています。
 「不当請求・架空請求」に引き続き注意してください。
 「不当請求・架空請求」の相談件数は減少したものの、今年度の特殊詐欺被害額（2330万円）は増加しました。
 また、インターネットに関するトラブルの相談件数が年齢を問わず増えていきます。特に、SNSをきっかけとした相談が増加傾向にあります。



自由通路等 橋上駅舎化 工事説明会開催

大竹駅
 問い合わせ
 都市計画課 ☎59-2167
 新型コロナウイルス感染症対策のため、参加者全員のマスク着用をお願いします。また、当日、発熱のある方や体調がすぐれない方の参加は、ご遠慮ください。



東口交通広場からの外観



西口交流広場からの外観

JR大竹駅周辺からのアクセスや駅周辺の回遊性の向上を目指し、現在整備事業を進めています。具体的には、「円滑な自動車アクセスと交通結節点としての機能強化」、「駅周辺のバリアフリー化のため、駅の橋上化や東西地区を結ぶ自由通路などの整備」、「西口駅前広場の再整備」、「東口交通広場の整備」などに取り組んでいるものです。
 この事業に伴う工事の説明会を開催します。

とき 7月17日（金） 19時～
 ところ 総合市民会館
 説明会の概要
 工事概要説明、安全対策、工事スケジュール

年金のはなし No.285

保険料を納めることが困難なときは「保険料免除制度」を

「保険料免除制度」は、さまざまな事情により保険料の納付が困難な場合に、その間の保険料を免除することができるとする制度です。

申請すると、本人・世帯主・配偶者の所得状況や失業・災害などの現況を審査し、承認された場合、所得に応じて4段階（全額・4分の3・半額・4分の1）の免除が受けられます。

申請時期
 令和2年度分（7月～令和3年6月分）の手続きは7月1日（水）からです。

なお、これまで免除を受けている方で、引き続き免除を希望される方も、毎年手続きが必要です。

※免除申請時に継続審査を希望された方は手続きが不要の場合があります。

また、免除の申請は申請が受理された月から過去2年1ヵ月前（7月中）に申請する場合は平成30年6月～令和2年6月）までさかのぼることが可能です。

問い合わせ
 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
 岩国年金事務所 ☎242222
 保健医療課 ☎592141

未納のままでいると
 未納期間が多いと、老齢年金が支給できなくなる可能性や、万が一のときの障害年金が受けられなくなる場合があります。注意してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、所得の減少が見込まれる方も、免除を受けられる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

・保険料の納付が困難なときは、保険料免除制度を活用しましょう。



▲DVDコーナー



▲CDコーナー



▲マルチメディアDAISYコーナー
パソコンで通常の本と同じ文章と絵が画面に表示され、文章が音声で読み上げられます。弱視や学習障害など、活字のみの読書が難しいお子さんの読書の助けになります。

7月 (JUL)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

■白字は図書館の休館日です。○はおはなし会の日です。



市立図書館ホームページアドレス
http://www.tosho.otake.hiroshima.jp
携帯アドレス
http://www.tosho.otake.hiroshima.jp/mobile
問い合わせ ☎52-5338 FAX 52-8005

イベント紹介

おひぎにだつこのおはなし会
とき7月10日(金)10時30分～▼ところ図書館2階ギャラリ―3▼対象対象ちやん向き
親子で楽しむおはなし会
とき7月10日(金)11時～▼ところ図書館2階ギャラリ―1▼対象1歳から
おはなし会
とき7月18日(土)11時～▼ところ図書館2階ギャラリ―1▼対象幼児・小学生
※中止になる場合があります。

展示コーナー

一般向き 旅行ミステリー
児童向き ふしぎのくにへぼうけん
時事コーナー 涼しくヒンヤリ怖い本

お知らせ

図書館システム更新のため、7月21日(火)・22日(水)予定は臨時休館します。郵送貸し出しについて
外出が困難な方は図書の郵送貸し出しを利用することができます。(原則として有料です) 利用には一定の条件がありますので、図書館のホームページをご覧ください。なるか、図書館窓口で相談してください。

宮島ボートから 県と3市に寄付

大竹市、廿日市市で運営している宮島ボートレース企業団は、新型コロナウイルス感染症への対策として、県や隣接する広島市、場外舟券売り場のある呉市と安芸高田市に総額1億5千万円を寄付しました。

6月3日に、企業長の松本廿日市市長と副企業長の入山市市長は、県と広島市を訪問。それぞれ湯崎知事、松井市長に寄付目録を届けました。

広島県	1億円
広島市	3千万円
呉市	1千万円
安芸高田市	1千万円



湯崎広島県知事(写真左)と松井広島市長(写真右)に寄付目録を手渡しました。

来て見て楽しんで! 地元産品いっぱい
日曜くばマルシェ 月一の朝市

地元の野菜や魚、加工品から、ここでしか買えないものまで、幅広い品ぞろえの朝市。子ども向けのコーナーもあり、年齢を問わず楽しめます。

とき 7月26日(日)10時～12時
ところ コミュニティサロン玖波
問い合わせ 玖波まちづくり振興会(宍な川 内 ☎57-7257)

期限は7月31日金 特別定額給付金の 手続きはお済みですか?

問い合わせ 総務課 ☎59-2188、59-2120

まだ申請書を提出していない方は、お早めに手続きをしてください。

申し込み 申請書に必要事項を記入の上、添付書類を貼り、同封の返信用封筒で提出してください。マイナポータルでの電子申請もできます。

申請期限 7月31日(金)まで(申請期限を過ぎて申請書を提出した場合、定額給付金の支払いができませんので注意してください)

※申請をしていない方で申請書が無い場合は、総務課まで連絡してください。

新刊案内

こどもの本



「ごきげんな毎日」

いとう みく/作
佐藤 真紀子/絵
(文研出版)

一カ月前、喜一の家族はアパートから念願の庭付き一戸建てに越してきた。あこがれのひとり部屋。みんながごきげんの家に、突然おばあちゃんが引っ越してくることに...



「もりのかばんやさん」

ふくざわ ゆみこ/作・絵
(学研プラス)



「料理はすごい! シェフが先生! 小学生から使える、子どものための初めての料理本」

柴田書店/編
秋元 さくら/[ほか著]
(柴田書店)

おとなの本



「まだ温かい鍋を抱いておやすみ」

彩瀬 まる/著 (祥伝社)



「キャラでわかる! はじめての感染症図鑑」

岡田晴恵/著
いとうみつる/絵
(日本図書センター)

「めざせ、命日が定年 終わり笑えばすべてよし」

弘兼 憲史/著 (幻冬舎)

本当の人生は定年後に始まる。自分本来の生を謳歌し、「命日が定年」をめざして新たな人生のスタートを切ろう! 漫画家の弘兼憲史が、「人は人、自分は自分」で悠々とおらかに生きるためのコツを伝える。



「めざせ、命日が定年 終わり笑えばすべてよし」
弘兼憲史
家庭内一人暮らしのすすめ
お墓こそ本当にどうでもいい
世間体が、老後最大のムダ!
72歳の遺言、書いてみました。
人生脱力論



法務大臣メッセージは、YouTube法務省チャンネルで確認してください。

新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ
問い合わせ 自治振興課 ☎59-2145

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別は、決してあってはなりません。法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめなどの被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困ったときは、ひとりで悩まず、相談してください。

【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分
様々な人権問題についての相談はなんでも
みんなの人権110番 ☎0570-003-110
いじめ・虐待(ざやくたい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら
子どもの人権110番 ☎0120-007-110
家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら
女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
インターネットでも人権相談を受け付けています
インターネット受付 インターネット人権相談 検索
パソコン・スマートフォン共通 https://www.jinken.go.jp/

障害がある方で就労を希望する方の相談を受け付けます。予約制のため、事前に電話で申し込んでください。

障害者 就労相談



とき 7月9日(木) 10時～12時
申し込み/問い合わせ 広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ ☎0829-34-4717
ところ 市役所

毎月第3土曜日は
獲れたての地元の魚を
そろえております



7月18日土
10時～

ところ 「たいたいこんぼ」
(くば漁業協同組合内施設
玖波3丁目8番13号)
※内容は変更になることがあります。

問い合わせ おたけ水産GOGO市実行委員会(くば漁業協同組合内) ☎57-7034

HIV(エイズ)抗体検査
肝炎ウイルス検査
梅毒検査

問い合わせ 県西部保健所 ☎0829-32-1181

匿名 無料 予約制

検査は匿名で受けられ、プライバシーは厳守されます。感染に心あたりがある方は、ためらわずにすぐ検査を受けましょう。※検査は無料で、予約が必要です。

と き 7月15日(水) 9時～11時
 と ころ 県西部保健所(廿日市市校尾2-2-68)
 申し込み 県西部保健所

悩んでいる方ご本人や、ご家族など、周りの方の相談に専門の医師が応じます。

心の健康相談
 (精神保健福祉相談)

気分が ゆうつ 酒・薬物依存の問題 認知症 ひきこもり 眠れない 人とうまく付き合えない 対人関係・職場等でのストレス

相談無料・秘密厳守

とき・ところ 7月8日(水) 県西部保健所 14時～16時
 申し込み 県西部保健所 ☎0829-32-1181 ※予約制(2日前までに)

どんぐりHOUSE
オンライン
「おしゃべり広場」開催

オンラインで絵本を見たり、手遊び・歌遊びを楽しんだり、どんぐりHOUSEのスタッフや保護者同士おしゃべりをしたり、家庭で支援センターの雰囲気味わえます。また、育児の悩みなど個別相談も行います。7月は七夕飾り作りなどを行います。詳しくは市ホームページを確認してください。

子育て支援センター ☎54-0021 福祉課 ☎59-2148

「あそぼう広場」みんなあつまれ七夕祭りをはじめよう」
 子育て支援センターの職員による七夕物語の劇を見たり、歌ったり、踊ったりして七夕祭りを楽しみましょう。笹を1人1枝ずつ持ち帰ります。(今年は3密を防ぐため、2部に分かれて行います)

とき 7月7日(火) 第1部10時～10時40分 第2部11時～11時40分
 ところ 総合市民会館
 対象 対象乳幼児と保護者
 定員 各回親子15組(申込順)
 申し込み 前日までに福祉課へ。

「子育て広場」
 同年齢のお友だちと保護者の方が集える広場です。わらべうたやふれあい遊び・リズム遊びなどをして楽しみましょう。保護者同士の交流

KaRaDaカフェ
 玖波公民館 ☎57-7084

健康

運動初心者でも簡単に楽しめる運動をメインに行います。健康的な運動習慣

の時間もありますので気楽に遊びに来てください。
 ○このゆびとーまれ
 とき 7月10日(金)・31日(金) 10時30分～12時
 ところ 総合市民会館
 対象 平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの子どもと保護者
 持参品 飲み物、おでかけグッズ

○あかちゃんあつまれ
 とき 7月15日(火)・29日(火) 10時30分～12時
 ところ 総合市民会館
 対象 平成31年4月2日以降に生まれた乳児と保護者
 持参品 バスタオル、赤ちゃんの保護者の方の飲み物、おでかけグッズ

※新型コロナウイルス感染症の状況次第では、中止、またはオンラインでの講座になる可能性がありますので、ご了承ください。

カラダがよろこぶ健康講座(栄)
 栄公民館 ☎53-6688

を身につけましょう！
 とき 7月2日(木)・16日(木) 10時～11時
 申し込み 7月1日(水)から電話、または直接玖波公民館へ。

とき 7月14日(火) 10時～11時
 ところ 栄公民館
 内容 脳トレ&筋トレ、暑さに負けず乗り切りましょう。講師 明瀬佳子さん(健康運動実践指導者)
 持参品 運動のできる服装、室内シューズ、飲み物、タオル※ボールとヨガマットをお持ちの方はご持参ください。
 申し込み 前日までに栄公民館へ。
 自宅での体温管理、マスク着用をお願いします。

女子力UP講座
 保健医療課 ☎59-2153

きれいでしなやかならでくり
 体幹トレーニングや美しい姿勢について学び、きれいでしなやかな体づくりを目指しましょう。
 とき 7月13日(月) 10時30分～

学びのカフェ7月
「ウィズコロナ」
足指のほぐし方
 玖波公民館 ☎57-7708

とき 7月18日(土) 13時30分～14時30分
 ところ 玖波公民館
 内容 コロナに備え、体力づくりの講座を開催。健康体操・足指をフネフネして緩めていきます。
 講師 五郡秀臣さん(スポーツインストラクター)
 定員 10人程度(申込順)
 申し込み 7月2日(木)から玖波公民館へ。

11時30分～ところサントピア大竹
 対象 市内在住の20歳代から40歳代までの女性
 ※妊娠中の方は参加できません。
 講師 三田美雪さん(運動トレーナー)
 参加料 20円(傷害保険料)
 持参品 運動のできる服装、運動靴、飲み物
 申し込み 直接会場へ。
 ※新型コロナウイルス感染症予防対策として、託児はしばらく休みます。参加の方はマスクを着用してください。当日検温をし、発熱、風邪症状、せき、または体調不良などの症状があれば参加はご遠慮ください。

どんぐりHOUSE
オンライン
「おしゃべり広場」開催

お問い合わせ
 子育て支援センター ☎54-0021
 福祉課 ☎59-2148

オンライン「おしゃべり広場」

情報ステーション

Ray-wa information station

市内の各種団体名の「大竹市」「大竹」などは、原則省略しています。

子育て支援施設／イベント・行事

松ケ原こども館
 松ケ原こども館 ☎57-8333・福祉課 ☎59-2148

開館日 毎週 月曜日～水曜日・金曜日・土曜日 10時～16時
 休館日 23日(祝・木)・24日(祝・金)
 ところ 松ケ原町445番地2

松ケ原こども館は、乳児から中学生までのこどもと保護者(市内に限らず)を対象とした、無料で利用できる施設です。自然の中でゆっくり・のんびり過ごしてみませんか。

○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、七夕会・誕生会・プール遊びなどのイベントは中止とさせていただきます。なお、7月6日(月)～10日(金)の期間中、入口に笹を飾っています。詳しくは市ホームページ(「NPO法人子育てハッピーネットほのぼの」で検索)をご覧ください。

子育て支援センター
どんぐりHOUSE
 子育て支援センター ☎54-0021・福祉課 ☎59-2148

開館日 毎週 月曜日～金曜日 9時30分～12時、13時30分～16時30分
 休館日 23日(祝・木)・24日(祝・金)
 ところ 立戸1丁目8番5号

親子の交流、子育て相談、子育て情報の提供などを行っています。無料で利用できますので、気軽にお越しください。

○つくってあそぼう と き 7月13日(月) 11時30分～
 ボールキャッチャーを作って遊びましょう。

○身体測定 と き 7月15日(火)・16日(水) 9時30分～
 身長・体重を測りましょう。

○誕生会 と き 7月22日(火) 11時30分～
 みんなで7月生まれのお友だちをお祝いしましょう。

イベント中止の場合は、オンラインで行います。詳しくは上欄オンライン「おしゃべり広場」参照。

さかえ子育て支援センター
 さかえ子育て支援センター ☎53-9755・福祉課 ☎59-2148

開館日 毎週 月曜日～金曜日 9時30分～12時、13時30分～16時30分
 休館日 23日(祝・木)・24日(祝・金)
 ところ 西栄3丁目12番25号

親子の交流、子育て情報の提供などを行っています。無料で利用できますので、気軽にお越しください。

子育て講座 ○栄養相談

と き 7月21日(火) 10時～12時 対 象 乳幼児と保護者
 講 師 田村 亜希さん(株式会社江崎グリコ 管理栄養士・子育てアドバイザー)

授乳時期、離乳時期、幼児期の栄養相談、産後ママの食事ポイントなどのアドバイスをします。申し込みは必要ありません。

その他の行事については、さかえ子育て支援センターのホームページをご覧ください。「さかえ子育て支援センター」で検索。

親と子の本の広場
あいいく館
 あいいく館(杉嶋携帯) ☎090-2298-9624

開館日 毎週 土曜日 10時～12時、13時～16時
 ところ 南栄3丁目1番29号 ※無料。駐車場あり

赤ちゃん・幼児とその保護者・小学生が絵本と工作とおもちゃで楽しく遊べる広場です。幼児、小学生向けの絵本や童話もたくさんあります。リニューアルして開館中。

○七夕まつり と き 7月4日(日) 10時～12時
 キラキラ輝く「七夕物語」
 手遊び、絵本、七夕の歌、親子で笹飾りを作り持ち帰ります。

○絵本の読み語り・貸し出し・紙芝居・手遊び
 ○今月のおすすめ絵本は「平和」です。
 ○絵本講座「絵本の窓」と き 7月13日(月) 10時～12時
 ○夏野菜の収穫

7月の米軍による弾薬処理

問い合わせ 危機管理課 ☎59-2119

米海兵隊岩国基地は、焼却処理できない弾薬を同基地沖合3.5kmに位置する姫子島で爆破処理しています。曇りの日は爆破音がよく響くことがあります。

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※●は弾薬処理日。いずれも8時～17時
天候によって実施しない場合もあります。

交通事故統計情報

発生件数 17件
(前年同期比5件減)
死者数 0人
(前年同期比1人減)
負傷者数 20人
(前年同期比7人減)

交通事故発生状況(5月末現在)

広島県夏の交通安全運動 期間7月11日(土)～20日(月)

スローガン『あおるより ゆずるあなたが かっていい』

夏休み野外体験活動 野性への挑戦

中止

問い合わせ
青少年育成市民会議事務局
(総合市民会館内) ☎28-5680

毎年開催しています「野性への挑戦」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

令和2年度 納期限

7月31日(金)

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2127

■固定資産税 ■都市計画税
■国民健康保険料
■後期高齢者医療保険料
■介護保険料

ご注意ください
○納めるときは、納付書を使用してください。
○大竹市指定金融機関で納めてください。

秋野菜の栽培講座

大竹会館 ☎53 2 2 2 6

初めでの野菜作りに挑戦する人。何度も作っているけど、まだまだおいしい野菜の作り方を聞きたい人。いろいろな質問にJAの営農指導員がいてねいに指導します。とき・ところ7月28日(火)13時30分～15時30分(栄公民館)

押し花 ミニ額づくり教室

大竹会館 ☎53 2 2 2 6

可愛いお花で、ミニ額づくりの体験。押し花で癒やされて、リフレッシュしてみませんか。とき7月17日(金)13時30分～15時30分▼ところ大竹会館

▼対象市内在住または勤務の方▼講師徳永マチ子さん(ふしぎな花倶楽部押し花インストラクター)▼参加料600円(材料費)▼申し込み前日までに大竹会館へ。

健康

生活に役立つ内容！
ヘルシーCOOKパツと教室
保健医療課 ☎59 2 1 5 3

運動を通して、健康について学びます。「アロマ作り＋筋膜リリース」です。アロマで心を和ませ、筋膜リリースで、筋肉の張りをほぐし、ひとときの体と心の癒やしにお越しください。

コロナウイルス感染予防対策のため7月は運動のみです。

とき7月17日(金)・31日(金)10時～11時30分▼ところサンピア大竹▼対象市内在住の方▼参加料500円(材料費)▼持参品運動のできる服装、運動靴、飲み物、タオル▼申し込み前日までに、電話で保健医療課へ。(キャンセルする場合は、連絡してください)※新型コロナウイルス感染症予防対策として、託児はしばらく休みます。参加の方はマスクを着用してください。当日検温をし、発熱、風邪症状、せき、または体調不良などの症状があれば参加はご遠慮ください。

とき	ところ	内容
7月17日(金) 10時～11時30分	3階 多目的ホール	アロマスプレー作り・筋膜リリース～気分も体もほぐしてリラックス～
7月31日(金) 10時～11時30分		

※託児はしばらく休みます。
(今後の託児予定は市ホームページをご覧ください)

海の事故 ゼロキャンペーン

岩国海上保安署 ☎21 6 1 1 8

海上保安庁では、「海難ゼロへの願い」をスローガンとして全国一斉に運動を行います。市民の皆さんも次の事項に留意してください。

キャンペーン期間
7月16日(木)～31日(金)

- 小型船舶の海難防止
- プレジャーボートの発航前点検の徹底
- 整備士などプロによる点検整備の励行
- 見張りの徹底および船舶間コミュニケーションの促進
- 常時適切な見張りの徹底
- 船舶間のコミュニケーションの促進

ひろしまの森づくり事業

産業振興課 ☎59 2 1 3 0

森林所有者、森林整備や森林・林業体験活動を行う団体に助成します。採択には審査があります。

募 集

地球温暖化防止や省エネへの取り組みとして、自宅などでゴーヤや朝顔などを育て、緑のカーテンとする活動に関するコンクールを行います。自慢の緑のカーテンを、アピールしてみませんか。入賞者には、記念品を贈呈します。

対象市内の住居や建物などで、緑のカーテンを育てている世帯または団体▼申し込み8月31日(月)までに、リサイクルセンター、環境整備課、各支所、総合市民会館、栄公民館に備え付けの参加申込書に必要事項を記入の上、育成写真を添えて、公衆衛生推進協議会事務局へ。

サマージャンボ 宝くじ発売！

問い合わせ 企画財政課 ☎59-2121

宝くじは県内の宝くじ売り場でお買い求めください。収益金が県内市町の明るく住みよいまちづくりに使われます。

サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ1千万円

(1等1千万円)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円

7月14日(火)2種類同時発売!

発売期間 7/14(火)～8/14(金)

公益財団法人広島県市町村振興協会

小方学園プール市民開放とスイミング教室の中止

生涯学習課 ☎53 6 6 7 7

毎年夏季期間中に開催しています「小方学園プール市民開放事業」と「スイミング教室」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

●自己救命策の確保

○ライフジャケットの常時着用

○連絡手段の確保

○118番緊急通報ダイヤルの有効活用

11月8日(日)に開催予定であった「第24回こい・こいフェスティバル・イン・おたけ」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむなく中止します。

楽しみにしていただいている皆さん、ご協力いただいている事業者、関係者の皆さんには、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

こい・こいフェスティバル中止

こい・こいフェスティバル・イン・おたけ実行委員会事務局(自治振興課内) ☎59 2 1 8 0

「みどり香るまちづくり」企画コンテスト

環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室 ☎03・55521・8299

環境省は、かおりの樹木・草花などを用いた、街区・近郊地区などの「第15回みどり香るまちづくり」を演出する企画を募集しています。環境大臣賞には50～100万円相当の苗木などを副賞として提供します。

募集期間9月18日(金)まで▼応募要件○かおりの樹木・草花など(原則として総計30本以上)を使用する企画であること○今後実施を想定しており、植栽場所を確保している企画であること(既に実施している事業は、植え替えや拡大などを想定している事業であること)※詳しくは、環境省ホームページ「みどり香るまちづくりコンテスト」をご覧ください。

環境省は、かおりの樹木・草花などを用いた、街区・近郊地区などの「第15回みどり香るまちづくり」を演出する企画を募集しています。環境大臣賞には50～100万円相当の苗木などを副賞として提供します。

募集期間9月18日(金)まで▼応募要件○かおりの樹木・草花など(原則として総計30本以上)を使用する企画であること○今後実施を想定しており、植栽場所を確保している企画であること(既に実施している事業は、植え替えや拡大などを想定している事業であること)※詳しくは、環境省ホームページ「みどり香るまちづくりコンテスト」をご覧ください。

●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、掲載している催しなどは中止、または延期になる場合があります。

●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、掲載している催しなどは中止、または延期になる場合があります。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
第11回 ジャパンネット 銀行賞					第10回 富士通 フロンテック カップ					第8回 サッポロ ビール杯					ルークシリーズ第13戦 第6回 スカパー!・JLC杯															

※念のため主催者発表のものと照合してください。

●ボートレース宮島の収益金は、大竹市のまちづくりに役立てられています。

宮島ボートレース企業団
☎0829-56-1122

パルボート宮島（外向発売所）

1号広告

介護付有料老人ホーム
コリーナ小方

入居者様
募集中

一人部屋 数室空きあり
二人部屋 残り一室 (2020年6月中旬時点)

施設見学や体験入居など、お気軽にお電話ください

お問合せ先 ☎59-1555

2号広告

TOMOKEN 株式会社 朋 建
設計施工一貫体制の総合力を提供いたします

TEL0827-53-1825 大竹市木野1丁目15-15

広報紙 広告募集

申し込み方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 企画財政課 ☎59-2125			
規 格	色	広 告 料 (税 込)	
		市内業者	市外業者
1号 縦10cm×横8.3cm	黒1色	30,000円	40,000円
2号 縦4.7cm×横8.3cm	黒1色	15,000円	20,000円
3号 縦4.7cm×横17cm	印刷用4色	50,000円	60,000円
4号 縦4.7cm×横8.3cm	印刷用4色	25,000円	30,000円

※発行部数／約12,500部（月1回発行）

7月～8月（上旬）のお知らせ

休 日 診 療		休日水道修理・使用開始（開栓）																																																	
休日診療所 診療日：日曜日・祝日 診療時間：9時～12時、13時～17時 ところ：立戸2丁目1番16号 ☎52-0330 診療科：内科系・外科系		<table><tr><td>7月4日(出)</td><td>(有)浜崎工業所</td><td>西 栄 3</td><td>☎52-3365</td></tr><tr><td>5日(日)</td><td>二階堂商事(有)</td><td>油 見 3</td><td>☎52-2043</td></tr><tr><td>11日(出)</td><td>(株)竹内</td><td>玖 波 6</td><td>☎57-8300</td></tr><tr><td>12日(日)</td><td>(有)プロ・コーポレイション</td><td>木 野 1</td><td>☎53-6131</td></tr><tr><td>18日(出)</td><td>奥田設備(株)</td><td>西 栄 2</td><td>☎28-0185</td></tr><tr><td>19日(日)</td><td>今五産業(有)</td><td>立 戸 2</td><td>☎52-2529</td></tr><tr><td>23日(祝木)</td><td>(有)成亜総合設備</td><td>本 町 1</td><td>☎52-2501</td></tr><tr><td>24日(祝金)</td><td>(株)ゲイナンハウス</td><td>立 戸 3</td><td>☎54-1111</td></tr><tr><td>25日(出)</td><td>大竹第一工業(株)</td><td>北 栄</td><td>☎53-1201</td></tr><tr><td>26日(日)</td><td>大成テクノ(株)</td><td>南 栄 3</td><td>☎45-1900</td></tr><tr><td>8月1日(出)</td><td>(有)浜崎工業所</td><td>西 栄 3</td><td>☎52-3365</td></tr><tr><td>2日(日)</td><td>二階堂商事(有)</td><td>油 見 3</td><td>☎52-2043</td></tr></table>		7月4日(出)	(有)浜崎工業所	西 栄 3	☎52-3365	5日(日)	二階堂商事(有)	油 見 3	☎52-2043	11日(出)	(株)竹内	玖 波 6	☎57-8300	12日(日)	(有)プロ・コーポレイション	木 野 1	☎53-6131	18日(出)	奥田設備(株)	西 栄 2	☎28-0185	19日(日)	今五産業(有)	立 戸 2	☎52-2529	23日(祝木)	(有)成亜総合設備	本 町 1	☎52-2501	24日(祝金)	(株)ゲイナンハウス	立 戸 3	☎54-1111	25日(出)	大竹第一工業(株)	北 栄	☎53-1201	26日(日)	大成テクノ(株)	南 栄 3	☎45-1900	8月1日(出)	(有)浜崎工業所	西 栄 3	☎52-3365	2日(日)	二階堂商事(有)	油 見 3	☎52-2043
7月4日(出)	(有)浜崎工業所	西 栄 3	☎52-3365																																																
5日(日)	二階堂商事(有)	油 見 3	☎52-2043																																																
11日(出)	(株)竹内	玖 波 6	☎57-8300																																																
12日(日)	(有)プロ・コーポレイション	木 野 1	☎53-6131																																																
18日(出)	奥田設備(株)	西 栄 2	☎28-0185																																																
19日(日)	今五産業(有)	立 戸 2	☎52-2529																																																
23日(祝木)	(有)成亜総合設備	本 町 1	☎52-2501																																																
24日(祝金)	(株)ゲイナンハウス	立 戸 3	☎54-1111																																																
25日(出)	大竹第一工業(株)	北 栄	☎53-1201																																																
26日(日)	大成テクノ(株)	南 栄 3	☎45-1900																																																
8月1日(出)	(有)浜崎工業所	西 栄 3	☎52-3365																																																
2日(日)	二階堂商事(有)	油 見 3	☎52-2043																																																

岩国市在宅当番医

診療時間：9時～16時30分

7月 5日(日)	まるひさ眼科	尾津町2	☎34-5333
12日(日)	水島眼科	麻里布5	☎21-3401
19日(日)	小幡眼科医院	岩 国 1	☎42-0245
23日(祝木)	やまもと耳鼻咽喉科クリニック	麻里布6	☎35-4587
24日(祝金)	やすおか皮フ科クリニック	山手町2	☎29-1112
26日(日)	さとう眼科	室の木町5	☎30-3100
8月 2日(日)	友田クリニック(婦人科)	今津町1	☎21-0913

※個人給水管の修理には修理費が掛かります。

先取り
8月の情報ステーション

市の人口（6月1日現在）
人 □ 26,771人
(男)13,145人 (女)13,626人
世帯数 12,942世帯

2020.AUG

下の表の情報は8月のものです。

健康・子育て

ふれあいサロン もぐぱくひろば 〔保健医療課〕☎59-2140	20日(木)	総合市民会館	11:00～12:30	対 象：生後4カ月～1歳6カ月まで 内 容：離乳食教室(定員15組、参加料100円、事前予約必要) 持参品：子ども用飲み物、スプーン、バスタオル、母子健康手帳など
乳 児 健 康 相 談 〔保健医療課〕☎59-2140	25日(火)	ギャラリーおおたけ (市立図書館)	通知に記載された 時間にお越しください。	対 象：対象者に通知します。 持参品：通知に記載されているものをお持ちください。
1歳6カ月児健康診査 〔保健医療課〕☎59-2140	26日(水)	ギャラリーおおたけ (市立図書館)	通知に記載された 時間にお越しください。	対 象：対象者に通知します。 持参品：通知に記載されているものをお持ちください。
3 歳 児 健 康 診 査 〔保健医療課〕☎59-2140	27日(木)	ギャラリーおおたけ (市立図書館)	通知に記載された 時間にお越しください。	対 象：対象者に通知します。 持参品：通知に記載されているものをお持ちください。

相 談

司 法 書 士 相 談 〔企画財政課〕☎59-2124	11日(火)	市 役 所	13:00～16:00 (1人30分)	相談員：司法書士 相談は予約が必要です。(7月15日(木)から受付開始)
行 政 相 談 〔企画財政課〕☎59-2124	12日(水)	市 役 所	13:00～16:00	相談員：行政相談員
司法書士による法律相談 〔社会福祉協議会〕☎52-2275	第 3 木曜日	サントピア大竹	13:00～16:00 (1人30分程度)	相談員：司法書士 相談は予約が必要です。
よりそいサポートセンター ☎35-5300	月曜日～ 金曜日	サントピア大竹	9:00～17:00	失業・ひきこもりなど、さまざまな生活困窮に関する相談 携帯メールアドレス：otake-shakyo.yoriso@docomo.ne.jp
家庭児童相談室 〔福祉課〕☎59-2151	月曜日～ 金曜日	市 役 所	9:00～16:00	相談員：家庭相談員・母子・父子自立支援員 内 容：子ども、母子・父子に関する相談
市消費生活センター ☎57-3236	火・金曜日	市 役 所	9:00～16:00	消費生活全般の相談や問い合わせ
障がい者相談支援センター ☎52-0167 〔FAX〕52-2247	月曜日～ 金曜日	サントピア大竹	8:30～17:15	内 容：障害に関する相談 携帯メールアドレス：sya-sou@docomo.ne.jp
地域活動支援センターみらい ☎59-0223	月曜日～ 土曜日	医療法人社団 知 仁 会	9:00～17:00	精神の障害に関する相談
障 害 相 談 〔福祉課〕 ☎59-2150 〔FAX〕57-7185	月曜日～ 金曜日	市 役 所	8:30～16:45	内 容：障害に関する相談 携帯メールアドレス： fukushi.soudan.otake.city@gmail.com
市地域包括支援センター ☎53-1165	月曜日～ 金曜日	サントピア大竹	8:30～17:15	介護保険の利用手続き・高齢者に関する相談など
市認知症対応・玖波地区 地域包括支援センター ☎57-7461	月曜日～ 土曜日	医療法人社団 知 仁 会	8:30～17:30	認知症に関する相談(全市)・玖波地区の介護保険の 利用手続き・高齢者に関する相談など
市 政 へ の 相 談 〔企画財政課〕☎59-2124	月曜日～ 金曜日	市 役 所	9:00～16:00	市政に関する相談など
こ だ も 相 談 〔教育委員会〕☎54-0021	月曜日～ 金曜日	こども相談室	8:30～16:45 (水曜日は15:30まで)	電話や面接による子どもと保護者を対象とした相談 (時間外を希望の方は事前に連絡を)
女性の人権ホットライン	月曜日～ 金曜日	0570-070-810	8:30～17:15	DV、セクハラなどの女性の人権についての相談
子どもの人権110番	月曜日～ 金曜日	0120-007-110 (無料)	8:30～17:15	いじめ、虐待、子育てなど子どもの人権についての 相談
住まいに関する相談 ☎54-0077	月曜日～ 金曜日	大竹住まいのリフォーム センター(商工会議所)	9:00～16:00	リフォームや新築など、住まいに関する相談に応じ ます。(祝日は除く。予約制)
年 金 相 談 〔広島年金事務所〕☎082-535-1505	毎 週 火曜日	商 工 会 議 所	10:00～12:00 13:00～15:30	年金などの相談・手続きなど 相談は予約が必要です。(前週金曜正午までに)

☒新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、掲載している催しなどは中止、または延期になる場合があります。

31 OTAKE 2020(令和2).7

OTAKE 2020(令和2).7 30